

議	会
要	覧

令和5年度版



# 目 次

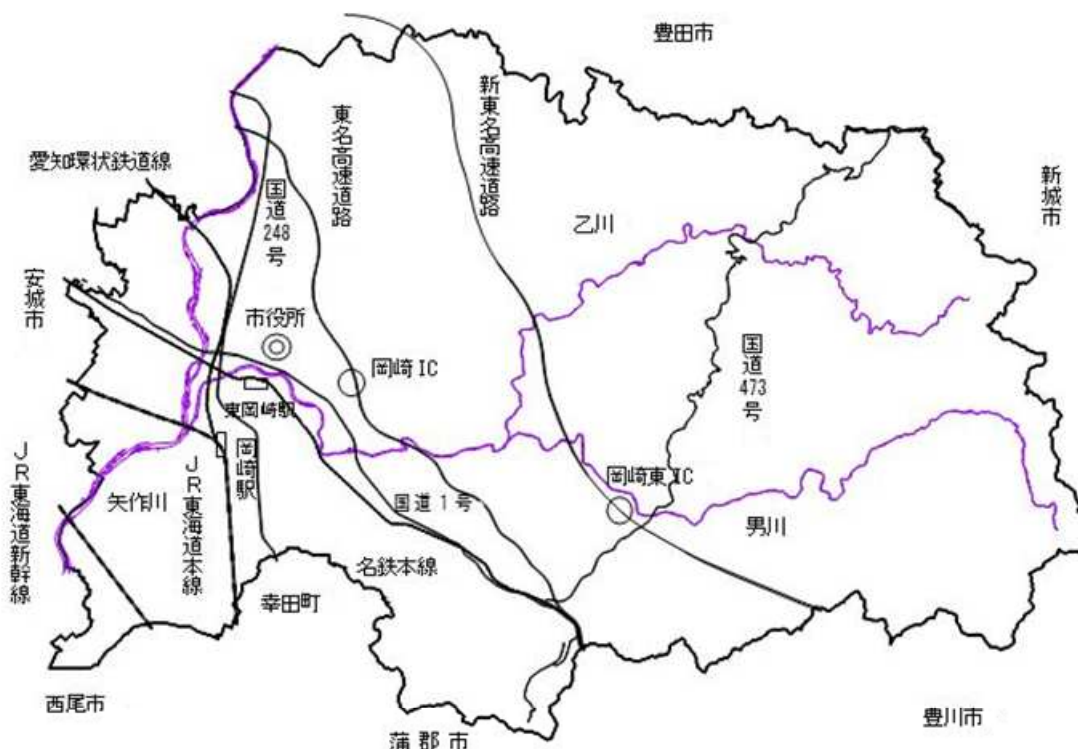
□ 位置図等	2
・ 愛知県全図 岡崎市図	
□ 市 勢	3
・ 沿革 数字で見た岡崎 人口の推移 隣接町村合併沿革 都市交流	
□ 議 会	7
・ 議決機関	7
・ 議会の権限	7
議決権 選挙権 調査権 そのほかの権限	
・ 議会基本条例	9
条例の体系 条例本文	
・ 議会構成	13
議員定数 任期 議員構成 議員名簿 歴代正・副議長 議会構成一覧表	
・ 議会運営	21
本会議 委員会 予算・決算の審査 請願・陳情 意見書・決議 各種会議	
・ 議会活動	29
本会議開催状況 本会議審議状況 委員会・各種会議開催状況 閉会中の委員会調査 新規条例の審議状況 意見書・決議の議員提出状況 請願・陳情処理 傍聴者状況 議員研修会	
・ 議会選出各種委員	37
・ 議会予算	38
議会費 議員報酬 旅費 政務活動費	
・ 議会事務局	40
機構 事務分掌 議会刊行物 行政調査受入状況	
・ 議会設備	43
議場 会議室 議会図書室	
□ 財 政	45
・ 令和5年度当初予算	46
予算概要 会計別予算 一般会計当初予算 予算重点事項	
・ 令和4年度決算	52
決算概要 一般・特別会計歳入歳出決算総括 企業会計経営成績 財政指標の推移	
□ 組 織	55
・ 市長 職員数 特別職等給料	55
・ 岡崎市行政機構図	56

## 位置図等

### 愛知県全図



### 岡崎市図



岡崎市は、愛知県のほぼ中央に位置し、東部、北部の丘陵地と、まちの中心を流れる矢作川、乙川が素晴らしい景観をつくり出しています。

徳川家康公生誕の地、三河武士発祥の地として歴史と伝統を持つまちで、古くから西三河の中心都市の役割を果たしています。

味噌、石製品、花火などの伝統産業とともに、最近では自動車関連、化学、繊維工業が盛んで、農・工・商の調和のとれたまちとして発展を続けています。

岡崎市	面積	東西	南北	東経	北緯
	387.20km <sup>2</sup>	29.1km	20.2km	137° 10' 23"	34° 57' 17"
(市役所所在地)					

## 市 勢

●市 章 岡崎市の市章は、外まわりに竜の爪が宝珠をつかんだ形を配し、その中は岡崎の「岡」の漢字を図案化したものです。



●市の木 ミカワクロマツ

●市の花 フジ、サクラ

●市の鳥 ハクセキレイ

## 沿 革

古  
代  
・  
中  
世

岡崎の地は、古来から西三河の中心地であり、数千年前から人々が住んでいた。丸山町の村上遺跡からは、縄文早期の炉跡や尖頭器・細石刃あるいは当時の人骨が発見されている。弥生式文化時代の後期には、矢作川の広い湿地を利用して稲作農業が進められている。平安時代の末期、藤原季兼が荘園の開発に努めた。中世になると鎌倉街道矢作東宿として発達していった。

岡崎が飛躍的に発展したのは、室町中期の享徳元年（1452）西郷弾正左衛門稠頼が現在の岡崎公園の地に築城してから大永4年（1524）松平清康入城のころであろう。西郷氏は築城にあたって、今まで自然のまま幾筋にも流れていた矢作川に、北野から矢作の東にかけ築堤し、流れを一つにした。「岡崎」という地名ができたのもこのころであった。

近  
世  
・  
近  
代

徳川家康は岡崎城で生まれた。幼少苦難の時代を切り抜けた家康が浜松城に移り、江戸入府後は、豊臣秀吉の家臣であった田中吉政が岡崎城主となった。吉政は熱心に街づくりに力を入れ、当時乙川の南を通っていた東海道を城下の北に通し、街路を整備し、矢作橋を架け、町人街を城中に入れるなどして城下町を整えた。江戸時代には徳川譜代の家臣が城主となり、禄高は五万石であった。田中吉政以来、本多忠直まで279年間、5氏19代の藩主によって治められた。東海道五十三次の宿場として、また多くの寺院の門前町として栄えた。

明治維新後、岡崎県などが設置されたが、政治的意義がなくなった城郭は、明治6年から翌年にかけて取り壊された。明治22年町制を施行、その後隣接町村を合併して大正5年7月1日全国で67番目に市制を施行した。

現  
代

昭和20年7月、戦災を受けて市街地の大半は一夜にして焼失したが、それに屈することなく鋭意復興に立ち上がった。こうして近代都市に生まれ変わった岡崎は、昔からの繊維、三河花火、石製品に加え化学工業、機械工業を中心にした生産都市として発展を開始した。

また、市域においては昭和30年に9町村を、ついで37年には六ツ美町を合併し、さらに平成18年に額田町と合併した。

都市としては、東名高速道路の開通、都市再開発事業、広大な土地区画整理事業など、都市近代化への基盤整備を行い、西三河地方の中心都市として発展を続け、平成15年4月に中核市へ移行した。また、平成28年7月1日に市制施行100周年を迎えた。

# 数字で見た岡崎

人口	383,789人	令5.4.1	製造業事業所数	588カ所	令3.6.1
／うち外国人	12,831人	〃	(従業者4人以上)		
世帯数	168,543世帯	〃	製造品出荷額等	1,829,708百円	〃
人口密度	991人/km <sup>2</sup>	〃	商店数	2,923店	平28.6.1
面積	387.20km <sup>2</sup>	〃	商品販売額	966,687百円	〃
出生数	2,858人	令和4年中	医療施設数	417カ所	令4.10.1
死亡者数	3,487人	〃	病床数	2,813床	〃
転入	15,894人	〃	／(うち市民病院)	(680床)	〃
転出	16,198人	〃	医師数	655人	令2.12.31
一般会計予算額	127,880百円	令和4年度	保育所数	54所	令4.4.1
昼夜間人口比率	94.9%	令2.10.1	／うち市立所数	(35所)	〃
1人当たり市民所得	3,270円	令和2年度	幼稚園数	22園	令4.5.1
就業者数	185,853人	令和2.10.	幼保連携型認定こども園	3園	〃
第1次産業就業者数	2,484人	〃	／うち市立園数	(3園)	〃
／比率	(1.3%)	〃	小学校数	48校	〃
第2次産業就業者数	72,551人	〃	／うち市立校数	(47校)	〃
／比率	(37.9%)	〃	中学校数	22校	〃
第3次産業就業者数	110,818人	〃	／うち市立校数	(20校)	〃
／比率	(57.9%)	〃	高等学校数	11校	〃
分類不能	5,456人	〃	大学数(短大含む)	7校	〃
／比率	(2.8%)	〃	市道舗装率	86.2%	令4.4.1
民営事業所数	13,929カ所	平28.6.1	上水道普及率	99.9%	令4.3.31
民営従業者数	163,737人	〃	公共下水道普及率	89.1%	〃
農家数	3,156戸	令2.2.1	市街化区域	59.19km <sup>2</sup>	令4.3.31
経営耕地面積	1,865ha	〃	選挙人名簿登録者数	310,520人	令5.3.1
高齢化率	24.26%	令5.4.1	衆議院議員選挙投票率	61.22%	令3.10.31
			参議院議員	〃	令4.7.10
			知事	〃	令5.2.5
			県議会議員	〃	令5.4.9
			市長	〃	令2.10.18
			市議会議員	〃	〃

# 人口の推移

[各年度末現在]

年 度	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世 帯 数	備 考
大正 5 年度	37,639	17,607	20,032	8,401	市制施行
昭和元年度	50,229	25,634	24,595	11,402	岡崎村ほか3村合併 7月戦災を受ける 住民登録法・外国人登録法 岩津町ほか7町村合併 矢作町合併 旧矢作町の一部安城市へ編入 六ッ美町合併 住民基本台帳法
3	69,641	33,117	36,524	14,768	
20	96,833	49,126	47,707	19,971	
27	102,620	48,887	53,733	20,861	
29	143,575	68,812	74,763	28,634	
30	160,751	77,294	83,457	32,130	
34	165,453	79,560	85,893	34,566	
37	185,959	90,510	95,449	40,308	
42	202,207	99,039	103,168	47,306	
45	212,232	104,379	107,853	58,590	
60	285,967	141,690	144,277	85,508	
平成元年度	304,085	151,576	152,509	95,108	中核市移行 額田町合併 外国人住民票作成（外国人登録法廃止） 市制施行 100 周年
5	320,058	160,238	159,820	105,466	
10	334,674	167,894	166,780	116,143	
11	337,586	169,261	168,325	118,328	
12	340,947	170,909	170,038	120,822	
13	343,781	172,338	171,443	123,297	
14	348,049	174,949	173,100	126,753	
15	351,467	176,792	174,675	129,739	
16	355,359	178,839	176,520	133,212	
17	367,850	185,452	182,398	138,706	
18	371,413	187,548	183,865	141,815	
19	375,067	189,605	185,462	145,040	
20	376,220	190,067	186,153	146,402	
21	376,120	189,667	186,453	146,941	
22	376,469	189,787	186,682	148,074	
23	378,217	190,834	187,383	149,932	
24	378,249	190,879	187,370	149,060	
25	379,264	191,515	187,749	150,968	
26	380,764	192,372	188,392	152,849	
27	383,493	194,150	189,343	155,905	
28	384,950	195,001	189,949	157,966	
29	386,943	196,261	190,682	160,783	
30	387,887	196,813	191,074	163,104	
令和元年度	387,106	196,578	190,528	164,390	
2	385,823	195,816	190,007	165,775	
3	384,996	195,197	189,799	166,994	
4	383,789	194,477	189,312	168,543	

# 隣接町村合併沿革

[単位：k m<sup>2</sup>]

年 月 日	編 入 町 村	編入面積	総面積
明治22年10月1日	町制施行（30町合併）	4.07	4.07
明治35年9月23日	男川村の一部（大字欠）合併	1.45	5.52
明治39年5月1日	三島村、乙見村の一部（大字稲熊、大字小呂）合併	9.87	15.39
大正3年10月1日	広幡町合併	4.29	19.68
<b>大正5年7月1日</b>	<b>市制施行</b>		
昭和3年9月1日	岡崎村、美合村、男川村、常磐村の一部（大字箱柳）合併	31.16	50.84
昭和30年2月1日	岩津町、福岡町、本宿村、山中村、藤川村、竜谷村、河合村、常磐村合併	139.31	190.15
昭和30年4月1日	矢作町合併	22.70	212.85
昭和35年1月1日	旧矢作町の一部（河野町、宇頭茶屋町、尾崎町、柿碕町、橋目町の一部）安城市へ編入	△ 3.12	209.73
昭和37年10月15日	六ッ美町合併	17.32	227.05
平成元年11月10日	（全国都道府県市区町村別面積調による）	△ 0.08	226.97
平成18年1月1日	額田町合併	160.27	387.24
平成26年10月1日	（全国都道府県市区町村別面積調による）	△0.04	387.20

# 都市交流

交流名	都 市 名	国名（県名）	提携年月日	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）
姉妹都市	ウッデバラ市	スウェーデン王国	昭和43年9月17日	51,186	641.80
	ニューポートビーチ市	アメリカ合衆国	昭和59年11月27日	83,411	130.09
友好都市	呼和浩特(フフホト)市	中華人民共和国	昭和62年8月10日	3,454,000	17,224.00
親善都市	石垣市	沖縄県	昭和44年2月19日	49,266	229.15
	福山市	広島県	昭和46年11月9日	459,160	517.72
ゆかりのまち	茅ヶ崎市	神奈川県	昭和58年7月1日	244,610	35.70
	佐久市（旧臼田町）	長野県	昭和58年7月1日	97,949	423.51
	関ヶ原町	岐阜県	昭和58年7月1日	6,384	49.28
観光交流都市	金沢市	石川県	平成19年10月18日	445,688	468.81
斎田ゆかりの地	綾川町	香川県	令和元年6月2日	23,319	109.75

※人口は、姉妹都市ウッデバラ市、ニューポートビーチ市、友好都市呼和浩特市は令和5年4月1日現在、親善都市・ゆかりのまち・観光交流都市・斎田ゆかりの地は令和5年4月1日現在



# 議 会

議 長	小木曾 智洋	令和5年11月14日就任
副 議 長	井村 伸幸	令和5年11月14日就任

## 議決機関

地方公共団体の機関には、大きく分けて重要事項の意思決定を行う議決機関、すなわち議会と議会の決定した意思に従って行政を執行する地方公共団体の長（市長）を始めとする執行機関とがあります。

議会と市長の関係は、いわゆる大統領制（首長制）を採用しています。この制度は、議会と市長を共に市民の直接選挙で選び、両者を市民の代表する機関として分離し、市政の民主的な運営を確保しようとするものです。

民主主義の下では、議会制度は必須で、議会と執行機関は対等の地位に立ち、互いに独立し、抑制と均衡をもって市政を運営しています。

## 議会の権限

### 1 議決権

議決により地方公共団体の意思を決定する権限です。

(地方自治法第96条)

1	条例の制定・改廃
2	予算の決定
3	決算の認定
4	地方税の賦課徴収、分担金・使用料・加入金・手数料の徴収
5	条例（※）で定める契約の締結
6	財産の交換、出資の目的・支払手段としての使用、適正な対価なくしての譲渡・貸し付け
7	不動産の信託
8	条例（※）で定める財産の取得・処分
9	負担付きの寄附・贈与を受けること
10	権利の放棄
11	条例で定める重要な公の施設の長期かつ独占的な利用
12	地方公共団体が当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停、仲裁
13	損害賠償額の決定
14	公共的団体等の活動の総合調整
15	法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項
16	条例で定める議会の議決すべき事項

(注1) 5の条例（※）… 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負

8の条例（※）… 予定価格が2千万円以上の不動産、動産の買入れ又は売払い（土地は、面積が1件 5,000㎡以上に限る）。不動産の信託の受益権の買入れ又は売払い。

(注2) 本市では、議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項を別途定めています。

(注3) 地方公営企業の業務における地方自治法の適用除外

・ 5～8については地方公営企業法第40条第1項の規定により議会の議決は不要。

・ 9、12及び13については地方公営企業法第40条第2項の規定により条例で定めるものを除いて適用しない。

## ●議会の権限

### 2 選挙権

議会は、法律又はそれに基づく政令により、その権限に属する選挙を行います。

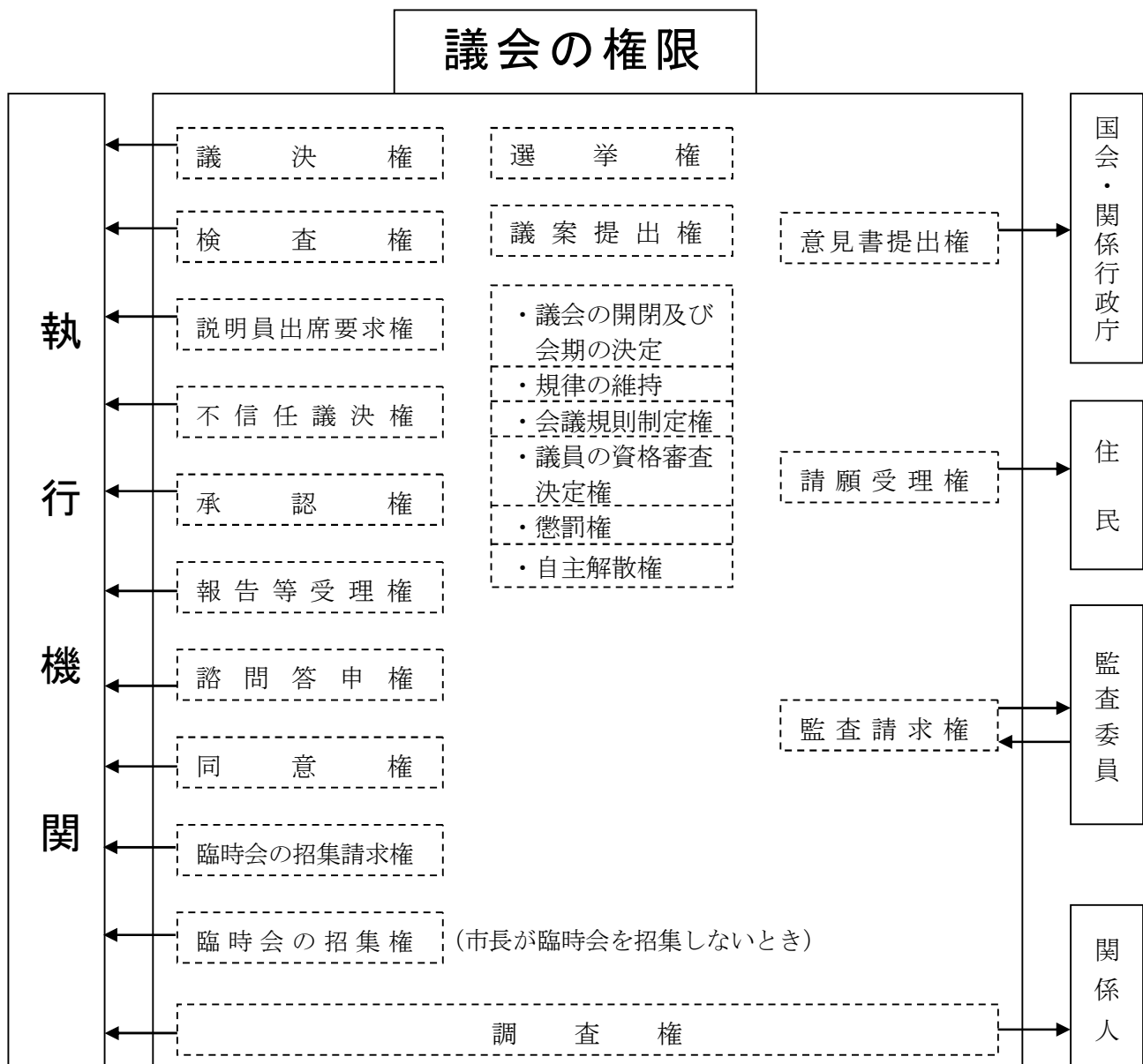
- (1) 議長、副議長
- (2) 仮議長
- (3) 選挙管理委員及び補充員
- (4) 一部事務組合の議会の議員 岡崎市額田郡模範造林組合

### 3 調査権

議会は、市の事務について調査を行う権限を有しており、特に必要があると認めるときは、関係人の出頭や証言、記録の提出などを求めることができます。調査権は、地方自治法第100条に規定されていますので、「100条調査権」とも呼ばれています。また、委員会においても所管事項に関し調査できます。

### 4 そのほかの権限

主な権限に検査権、監査請求権、同意権、意見書提出権などがあります。



# 議会基本条例

(平成21年11月13日議決 11月16日施行)

現在の地方自治においては、議員と市長をともに市民が選挙で選ぶ制度がとられており、市民を代表するこの両者が、相互の抑制と均衡による緊張関係を保ちながら市政は運営されています。これを二元代表制と言い、市政の進展には両者の活動の充実が欠かせません。

近年の地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されてきており、それにより、議会の役割もますます重要となってきました。

現在の本市議会には、会議規則、委員会条例を始め、要綱、規程、申し合わせなどの多くの取り決めがあり、それにより議会は運営されています。議会の基本的なあり方を定めるとともに、それらの取り決めを大もとで束ね、その頂点（最高規範）となる議会基本条例を定めることが、今後の議会の活性化には必要となってきました。

今後は、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を図り、市政の進展と、市民の福祉向上に寄与していきます。

## 1 条例の体系



## ●議会基本条例

### 2 条例本文

#### 前文

岡崎市議会は、常に市民の皆さんの幸せと市政の発展のため、地方自治の進展に努めてきました。

市政は、選挙により市民の代表として選ばれた議員で構成される「議会」と、同じく選挙により選ばれた「市長」により運営されています。地方自治の更なる進展には両者の活動の充実が欠かせません。

近年の地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されてきており、議会の役割もますます重要となってきました。

そうした時代の要請にこたえていくため、議会は、市長との関係性を踏まえ、効率的で分かりやすい運営を行い、市民の皆さんの意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、積極的な政策立案も行っていかなければなりません。

岡崎市は、豊かな自然の下、歴史、文化を育み、発展を続けてきました。今後も、より「住みやすいまち」を目指し、市民の皆さんの信託に全力でこたえていくことを決意し、ここに本市議会の最高規範となる条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### 第1条 目的

この条例は、岡崎市議会（以下「議会」という。）の基本理念並びに議会及び岡崎市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

##### 第2条 基本理念

- (1) 議会は、日本国憲法第93条第1項に規定する議事機関として、住民自治及び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。
- (2) 議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、その信託にこたえるものとする。

##### 第3条 最高規範性

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

#### 第2章 議会の活動原則

##### 第4条 議会の責務

- (1) 議会は、行政運営について審議し、及び決定する議事機関としての責務を果たすとともに、その活性化に努めるものとする。
- (2) 議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。
- (3) 議会は、活発な議会活動を行うことにより、さらなる議会改革に努めるものとする。

##### 第5条 議長の責務

議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

## 第6条 議決責任

議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について、市民に対し説明する責務を有することを自覚するものとする。

## 第3章 議員の活動原則

### 第7条 議員の責務

- (1) 議員は、議会が言論の府であることを認識し、積極的な発言、議論等を行うものとする。
- (2) 議員は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。
- (3) 議員は、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めるものとする。

### 第8条 議員の政治倫理

- (1) 議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。
- (2) 政治倫理については、別に定める岡崎市議会議員政治倫理条例（平成28年岡崎市条例第49号）によるものとする。

### 第9条 会派

- (1) 会派は、政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。
- (2) 会派は、政策立案及び政策提言に関して調整を行い、必要に応じて、会派間の合意形成に努めるものとする。

### 第10条 政務活動費

議員は、岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年岡崎市条例第4号）の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

## 第4章 議会運営

### 第11条 議会運営の原則

議会は、市民に分かりやすく、かつ、円滑で効率的な運営を行うものとする。

### 第12条 委員会活動

- (1) 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとする。
- (2) 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

### 第13条 調査活動等

議会は、市長等の事務が、適正に執行されているかについて、必要に応じ、検査、調査等を行うことができるものとする。

## ●議会基本条例

### 第5章 市民と議会との関係

#### 第14条 市民との関係

議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実により、市民に対する説明責任を果たし、その信託にこたえるものとする。

#### 第15条 情報の公開

- (1) 議会における会議は、原則として公開とする。
- (2) 議会は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開する。

### 第6章 議会と市長等との関係

#### 第16条 市長等との関係

議会は、市長等と緊張感のある対等な関係を構築し、その事務の執行の監視及び評価に努めるものとする。

#### 第17条 資料の提出

議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

#### 第18条 政策立案等

議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に努めるものとする。

### 第7章 議会の体制整備

#### 第19条 議員研修

議会は、議員の資質及び政策形成能力の向上を図るため、積極的に議員の研修を実施するものとする。

#### 第20条 議会事務局の充実

議会は、議員の政策形成能力向上のため、調査活動、政策立案活動その他議会事務局の充実強化を図るものとする。

#### 第21条 議会図書室の充実

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化を図るものとする。

### 第8章 補則

#### 第22条 検証

議会は、この条例の目的が達成されているかについて、常に検証し、必要に応じて議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

#### 第23条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

# 議会構成

□令和5年11月14日現在

## 1 議員定数

○ 条例定数 37人（平成24年6月27日施行、平成24年10月21日適用）

○ 現員数 37人

## 2 任期

令和2年10月26日～令和6年10月25日

## 3 議員構成

### (1) 会派別

自民清風会	(令和2年10月26日結成)	14人
民政クラブ	(令和2年10月26日結成)	8人
チャレンジ岡崎	(令和2年10月26日結成)	4人
公明党	(令和2年10月26日結成)	3人
無所属	(正副議長は会派を離脱中)	8人

※主義主張を同じくする3人以上の議員により会派（交渉団体）の結成をすることができます。

### (2) 年齢別

年齢 \ 会派	自民清風会	民政クラブ	チャレンジ岡崎	公明党	無所属	計
39歳以下			1		1	2人
40～49	2	2	2		2	8人
50～59	4	3	1	2	2	12人
60～69	6	3		1	3	13人
70歳以上	2					2人
計	14人	8人	4人	3人	8人	37人

平均年齢 56歳 最年長者 74歳 最年少者 30歳

●議会構成 -令和5年11月14日現在

(3) 当選回数別

会派 当選回数	自民清風会	民政クラブ	チャレンジ 岡 崎	公明党	無所属	計
1 回	3	2	2	1	3	11人
2 回	4	1	2	1		8人
3 回	3	2		1	2	8人
4 回	2	1			1	4人
5 回	1	1			1	3人
6 回	1	1				2人
7 回					1	1人
計	14人	8人	4人	3人	8人	37人



## 4 議員名簿

議席	氏名	会派	期数	議席	氏名	会派	期数
1	大原昌幸	無所属	5	20	磯部亮次	自民清風会	2
2	柳賢一	無所属	1	21	荻野秀範	自民清風会	2
3	田口正夫	無所属	4	22	杉浦久直	自民清風会	3
4	鈴木雅子	無所属・日本共産党岡崎市議団	7	23	鈴木静男	自民清風会	3
5	中根善明	無所属・日本共産党岡崎市議団	1	24	小木曾智洋	無所属（議長）	3
6	三塩菜摘	無所属	1	25	畑尻宣長	公明党	3
7	前田麗子	自民清風会	1	26	小田高之	チャレンジ岡崎	2
8	酒井正一	自民清風会	1	27	杉山智騎	チャレンジ岡崎	2
9	廣重敦	自民清風会	1	28	井村伸幸	無所属（副議長）	3
10	野本篤	自民清風会	2	29	鈴木英樹	民政クラブ	3
11	土谷直樹	公明党	1	30	柴田敏光	民政クラブ	4
12	野島さつき	公明党	2	31	加藤学	民政クラブ	5
13	近藤敏浩	チャレンジ岡崎	1	32	三宅健司	民政クラブ	6
14	青山晃子	チャレンジ岡崎	1	33	中根武彦	自民清風会	3
15	原紀彦	民政クラブ	1	34	築瀬太	自民清風会	4
16	佐藤哲朗	民政クラブ	1	35	加藤義幸	自民清風会	4
17	加藤嘉哉	民政クラブ	2	36	蜂須賀喜久好	自民清風会	5
18	井町圭孝	民政クラブ	3	37	原田範次	自民清風会	6
19	野々山雄一郎	自民清風会	2				

5 歴代正・副議長

(1) 議長

代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
1	牧野 廣吉	大 5. 9	大 7.12	34	浅井 正三	昭 53. 5	昭 54. 5
2	高橋 源吉	7.12	9. 9	35	岩瀬 信一	54. 5	55. 5
3	早川 久右門	9. 9	13. 1	36	石川 新平	55. 5	55. 9
4	本多 憲	13. 2	15. 9	37	加藤 清市	55.11	57. 6
5	太田 松藏	15. 9	昭 3. 9	38	加藤 円住	57. 6	58.11
6	竹内 京治	昭 3.10	7. 2	39	神取 武史	58.11	59.10
7	伊藤 一彦	7. 2	7.10	40	神取 武史	59.11	60.11
8	石川 公照	7.10	10.12	41	石川 新平	60.11	61.11
9	八田 辰雄	11. 1	11.10	42	内田 裕	61.11	62.11
10	高木 嘉藏	11.10	13.10	43	太田 杖一	62.11	63.10
11	稲垣 高正	13.10	15.10	44	河澄 亨	63.11	平元.10
12	八田 辰雄	15.10	17.10	45	都築 末二	平元.11	2.11
13	稲垣 高正	17.10	22. 4	46	近藤 隆志	2.11	3.11
14	石川 公照	22. 5	23. 5	47	岡村 秀夫	3.11	4.10
15	太田 光二	23. 5	26. 4	48	岡村 秀夫	4.11	5.11
16	安藤 平一	26. 5	30. 5	49	渡辺 五郎	5.11	6.11
17	小柳 金蔵	30. 5	32. 5	50	河澄 亨	6.11	8.10
18	安藤 平一	32. 5	34. 5	51	三島 栄太郎	8.11	9.11
19	上原 甚松	34. 5	36. 5	52	澤 豊	9.11	10.11
20	岩月 定次	36. 5	37. 5	53	渡辺 五郎	10.11	11.11
21	鳥居 茂	37. 5	38. 5	53	前田 正己	11.11	12. 2
22	太田 勇	38. 5	40. 5	55	中根 勝美	12. 3	12.10
23	小早川 博	40. 5	42. 5	56	中根 勝美	12.11	13.11
24	柴田 信市	42. 5	44. 5	57	永田 寛	13.11	14.11
25	近藤 由年	44. 5	46. 5	58	伊奈 秀兼	14.11	15.11
26	服部 貞弘	46. 5	47. 5	59	岡崎 富雄	15.11	16.10
27	斉藤 鎗一	47. 5	48. 5	60	小野 政明	16.11	17.11
28	平松 恒正	48. 5	49. 2	61	永田 寛	17.11	18.11
29	宮地 茂	49. 2	49. 5	62	中根 勝美	18.11	19.11
30	永田 清一	49. 5	50. 5	63	山本 雅宏	19.11	20.10
31	萩原 智	50. 5	51. 5	64	稲垣 良美	20.11	21.11
32	太田 一男	51. 5	52. 5	65	野村 康治	21.11	22.11
33	太田 進	52. 5	53. 5	66	柴田 泉	22.11	23.11

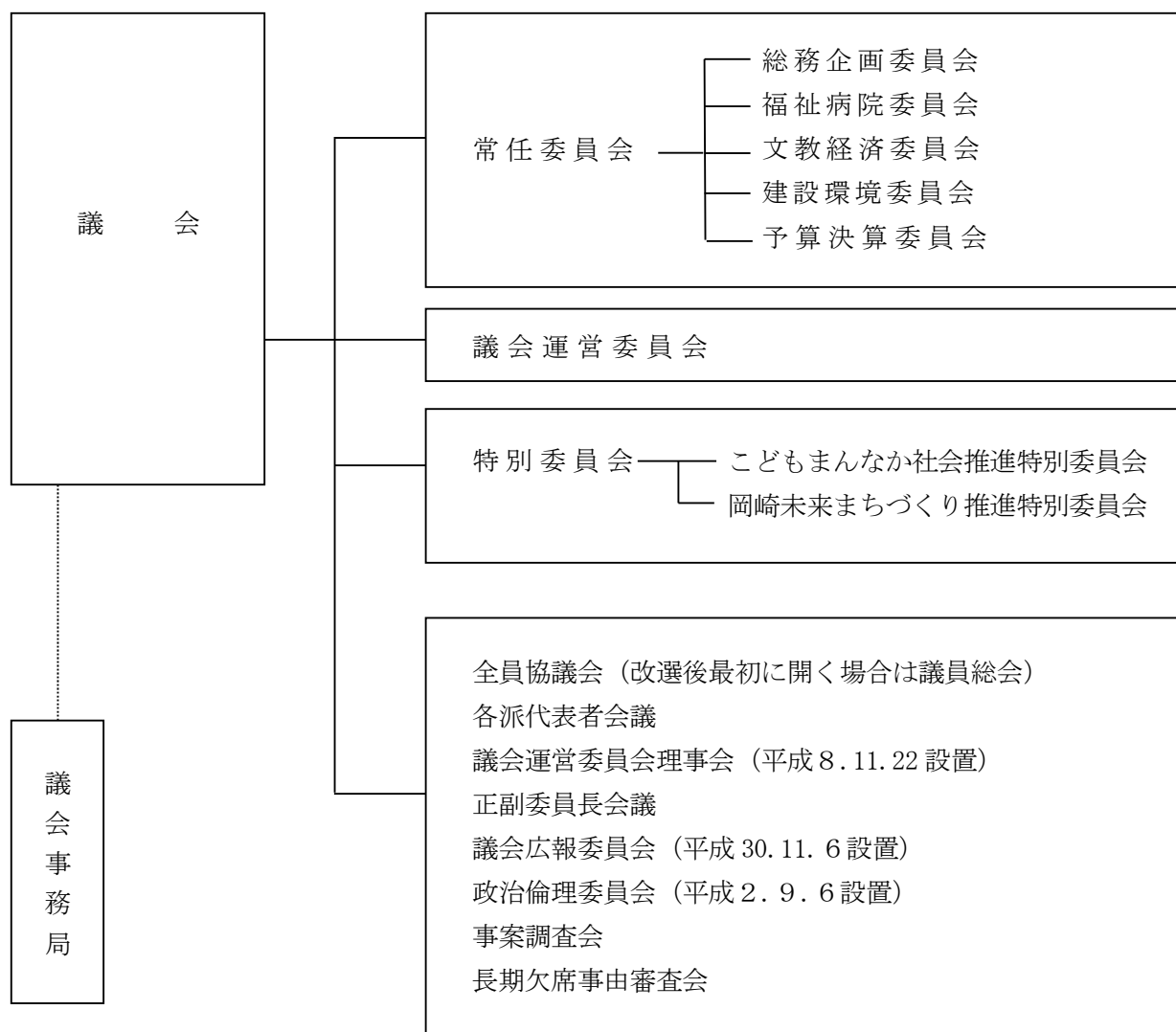
代	氏名	就任年月	退任年月
67	坂井一志	平 23. 11	平 24. 10
68	新海正春	24. 11	26. 11
69	蜂須賀喜久好	26. 11	28. 10
70	原田範次	28. 11	29. 11
71	加藤義幸	29. 11	30. 11
72	太田俊昭	30. 11	令元. 11
73	築瀬太	令元. 11	2. 10
74	鈴木静男	2. 11	3. 11
75	加藤学	3. 11	4. 11
76	杉浦久直	4. 11	5. 11
77	小木曾智洋	5. 11	現在

## (2) 副議長

代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
1	高橋源吉	大5.9	大7.12	34	中根義一	昭41.5	昭42.5
2	牧野廣吉	7.12	8.3	35	永田清一	42.5	43.5
3	畔柳昇三	9.9	11.9	36	中根鎮夫	43.5	44.5
4	本多憲	11.9	13.2	37	太田一男	44.5	45.5
5	御宿喜太郎	13.2	13.9	38	服部貞弘	45.5	46.5
6	菅野経三郎	13.9	15.9	39	山内千治	46.5	47.5
7	手島鍬司	15.9	昭3.9	40	平松恒正	47.5	48.5
8	斎藤利三郎	昭3.10	5.10	41	宮地茂	48.5	49.2
9	伊藤一彦	5.10	7.2	42	岩瀬広一	49.2	49.5
10	青山清次郎	7.2	7.10	43	太田進	49.5	50.5
11	稲垣高正	7.10	11.1	44	浅井正三	50.5	51.5
12	宗沢吉五郎	11.1	11.10	45	岩瀬信一	51.5	52.5
13	鈴木雄助	11.10	13.10	46	中根薫	52.5	53.5
14	石原繁次	13.10	15.10	47	石川新平	53.5	54.5
15	岸田政治	15.10	17.10	48	松岡森吉	54.5	55.5
16	大見芳太郎	17.10	20.2	49	市川正	55.5	56.9
17	鈴木光次郎	20.2	22.5	50	松下勇夫	55.11	56.11
18	酒井慶藏	22.5	23.5	51	加藤円住	56.11	57.6
19	磯谷密三郎	23.5	25.5	52	神取武史	57.6	57.11
20	柴田誕良	25.5	26.5	53	細井幸彦	57.11	58.11
21	岡田栄次	26.5	29.6	54	渡辺五郎	58.11	59.10
22	柴田誕良	29.6	30.5	55	太田杖一	59.11	60.11
23	近藤春次	30.5	31.5	56	都築末二	60.11	61.11
24	上原甚松	31.5	32.5	57	河澄亨	61.11	62.11
25	藤田鎰松	32.5	33.5	58	近藤隆志	62.11	63.10
26	加藤錫太郎	33.5	34.5	59	長坂満次	63.11	平元.11
27	佐藤庄吉	34.5	35.5	60	八田二郎	平元.11	2.6
28	柴田信市	35.5	36.5	61	成田栄治	2.6	2.11
29	太田勇	36.5	37.5	62	佐伯恒教	2.11	3.11
30	小早川博	37.5	38.5	63	前田正己	3.11	4.10
31	浅井常松	38.5	39.5	64	加納登	4.11	5.11
32	斉藤鎗一	39.5	40.5	65	広瀬倉吉	5.11	6.11
33	近藤由年	40.5	41.5	66	三島栄太郎	6.11	7.11

代	氏名	就任年月	退任年月	代	氏名	就任年月	退任年月
67	澤 豊	平7.11	平8.10	82	米村賢一	平21.11	平22.11
68	永田寛	8.11	9.11	83	清水克美	22.11	23.11
69	伊奈秀兼	9.11	10.11	84	原田範次	23.11	24.10
70	中根義一	10.11	11.11	85	太田俊昭	24.11	25.11
71	中根勝美	11.11	12.3	86	竹下寅生	25.11	26.11
72	小林邦夫	12.3	12.10	87	田口正夫	26.11	27.11
73	岡田満	12.11	13.11	88	山崎憲伸	27.11	28.10
74	岡崎富雄	13.11	14.11	89	山崎泰信	28.11	29.11
75	小野政明	14.11	15.11	90	畔柳敏彦	29.11	30.11
76	川澄正幸	15.11	16.10	91	三宅健司	30.11	令和.11
77	村越恵子	16.11	17.11	92	加藤学	令和.11	2.10
78	野澤幸治	17.11	18.11	93	柴田敏光	2.11	3.11
79	野村康治	18.11	19.11	94	中根武彦	3.11	4.11
80	稲垣良美	19.11	20.10	95	鈴木英樹	4.11	5.11
81	坂井一志	20.11	21.11	<b>96</b>	<b>井村伸幸</b>	<b>5.11</b>	<b>現在</b>

## 6 議会構成一覧表



# 議会運営

## 1 本会議

### (1) 定例会

3月 6月 9月 12月（特別な事情がある場合は、変更することができます。）

### (2) 臨時会

必要かつ緊急な場合に随時開催

### (3) 会議時間

午前10時から午後5時まで

### (4) 議案の配付時期

開会日の8日前

### (5) 定例会前の日程

議会運営委員会の開催2日前の午後5時15分	請願・陳情締切日
開会9～12日前	議会運営委員会開催
おおむね開会8日前	定例会招集告示
おおむね開会8日前の午前11時 ( " の正午)	一般質問通告締切日 (代表質問通告締切日)

### (6) 定例会の日程

#### 【3月定例会】

第1日	本会議	開会 会期の決定 市長施政方針及び提案説明 議案説明 (代表質問)	
第2日～3日	本会議	代表質問	
第4日	本会議	議案質疑、委員会付託	
	委員会 (6日間)	付託案件審査(関係常任委員会・分科会)	討論日1～2日 前に討論通告締切
第5日	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	

## 【6月、12月定例会】

第1日	本会議	開会 会期の決定 市長提案説明 議案説明 (一般質問)	
第2～4日	本会議	一般質問	
第5日	本会議	議案質疑、委員会付託	
	委員会 (4日間)	付託案件審査(関係常任委員会・分科会)	討論日1～2日 前に討論通告締 切
第6日	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	

## 【9月定例会】

第1日	本会議	開会 会期の決定 市長提案説明 議案説明 (一般質問)	
第2日～4日	本会議	一般質問	
第5日	本会議	議案質疑、委員会付託	
	委員会 (7日間)	付託案件審査 (関係常任委員会・分科会)	討論日1～2 日前に討論通 告締切
第6日	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会	

## (8) 発言

## ア 代表質問

[開催日] 3月定例会で2日間(会派数によっては2日半)

[通告制] 議会運営委員会で定めた期限(おおむね開会8日前の正午)まで

[時間・回数] 代表質問は会派の所属人数に応じた持ち時間制(答弁時間を含む)とし、①一括質問一括答弁方式、②一問一答方式又は③一括質問一括答弁・一問一答方式併用からの選択制。質問回数は①の場合は3回まで、②、③の場合は制限なし

[発言順序] 大会派順

[関連質問] 同一会派議員は、質問者の持ち時間内で認めます。



## ●議会運営

### イ 一般質問

[ 開催日 ] 6、9、12月定例会で各3日半以内

[ 通告制 ] 議会運営委員会で定めた期限（おおむね開会8日前の午前11時）まで

[時間・回数] 一般質問は1人30分以内（答弁時間を含む）とし、①一括質問一括答弁方式、②一問一答方式又は③一括質問一括答弁・一問一答方式併用からの選択制。質問回数は①の場合は3回まで、②、③の場合は制限なし

[ 反 問 ] 一問一答方式による質問の場合は、執行部の反問（反対質問）を認めます。

[ 発言順序 ] 通告順に抽選で決めます。

[ 関連質問 ] 通告があった場合、一般質問通告者全員の質問終了後に1人5分以内（答弁時間を含まない）で、回数制限はなし。

### ウ 緊急質問

[ 運 営 ] 会議規則では、緊急質問の申し出があった場合は、「議会の同意を得て質問することができる」としています。通告があった場合、直ちに議会運営委員会を開き緊急性の内容を把握し、本会議で決定します。

[時間・回数] 1人10分以内（答弁時間を含まない）で、回数制限なし

### エ 質疑

[ 通告制 ] 慣例により「なし」

[ 対 象 ] 委員会付託を省略する議案

[ 回 数 ] 同一議題について1人3回まで

### オ 討論

[ 通告制 ] 討論日の1～2日前の午後5時まで

#### (9) 委員会付託

本会議に提案された議案を効率的、専門的に審査するため所管の委員会に付託して審査します。意見書、決議、承認、人事案件の同意、諮問の採決は、委員会付託を省略して審査します。また、ほかの議案でも議会の議決により委員会付託を省略することができます。

#### (10) 傍聴

傍聴者には、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入していただきます。団体の場合は、団体の名称、代表者又は責任者の住所、氏名並びに傍聴者数を傍聴人受付簿に記入していただきます。

## 2 委員会

## (1) 常任委員会（公開）

名 称	定数	所 管 事 項	任 期
総務企画	10	総合政策部、財務部、総務部、市民安全部、消防本部、会計課、監査委員事務局、他の委員会の所管に属しない事項	条例で1年 令和5年11月14日 〕 令和6年10月25日
福祉病院	9	福祉部、保健部、市民病院	
文教経済	9	社会文化部、こども部、経済振興部、教育委員会事務局、農業委員会事務局	
建設環境	9	環境部、土木建設部、都市政策部、都市基盤部、上下水道局	
予算決算	36	予算及び決算に関する事項	

## (2) 議会運営委員会（公開）

委員は、各会派（議員3人以上の連署で議長に届け出た団体）より議員数に比例して選出

名 称	定数	調 査（審 査）事 項	任 期
議会運営	9	議会の運営に関する事項 議会基本条例、会議規則、委員会条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項	条例で1年 令和5年11月14日 〕 令和6年10月25日

## (3) 特別委員会（公開）

名 称	定数	付 議 事 件	設 置 日	任 期
こどもまんなか 社 会 推 進	9	こどもまんなか社会の推進に関する事項	令和5年11月14日	申し合わせで1年 令和5年11月14日 〕 令和6年10月25日
岡 崎 未 来 まちづくり推進	9	将来の拠点となるまちづくりに関する事項	令和5年11月14日	

## (4) 委員外議員の出席及び発言

審査又は調査事件で必要があると認めるときは出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。  
また、発言の申し出があったときは、その許否を委員会で決めます。

## ●議会運営

### (5) 委員会における参考人招致

委員会が必要と認めた場合は、議題についての説明及び委員からの質問に対する答弁のため参考人を招致します。

### (6) 傍聴

傍聴者には、住所、氏名を傍聴人受付簿に記入していただきます。団体の場合は、団体の名称、代表者又は責任者の住所、氏名並びに傍聴者数を傍聴人受付簿に記入していただきます。

## 3 予算・決算の審査

### (1) 予算

#### ○当初予算（3月定例会）

[ 審査 ] 予算決算常任委員会へ付託します。

詳細は常任委員会を単位とする分科会を設置し、それぞれ分担して審査します。

#### ○補正予算（各定例会）

[ 審査 ] 予算決算常任委員会へ当初予算と同様に付託します。

### (2) 決算（9月定例会）

[ 審査 ] 予算決算常任委員会へ付託します。

詳細は常任委員会を単位とする分科会を設置し、それぞれ分担して審査します。

[委員会日程] ①予算執行結果説明、決算審査結果説明

②総括質疑、分科会分担

③分科会審査（一般会計各款別質疑、特別会計各会計別質疑、企業会計各会計別質疑）

④分科会委員長報告、認定の可否の意見表明、採決

## 4 請願・陳情

### (1) 請願

[提出期限] 常時受け付けています。各定例会前の議会運営委員会開催2日前の午後5時15分までに提出された請願はその会期中に、それ以降の受け付けは次期定例会で審査します。

[提出方法] 所定の形式に基づいた請願書に紹介議員の署名または記名押印をし、議長宛てに提出します(ただし、正・副議長と、請願審査を行う委員会の正・副委員長は紹介議員になりません)。

[審査] 本会議で、所管事項に該当する委員会へ請願を付託、審査し、本会議で採択か不採択かを決定します。

[結果] 請願者には結果を通知します。また、採択した請願は、必要と認めた場合は市長ほか関係機関に経過と結果報告を求めます。

### (2) 陳情

[提出期限] 常時受け付けています。各定例会前の議会運営委員会開催2日前の午後5時15分までに提出された陳情はその会期中に、それ以降の受け付けは次期定例会またはそれまでに開催される委員会で審査します。

[提出方法] 所定の形式に基づいた陳情書を議長宛てに提出します(紹介議員は必要ありません)。

[審査] 議長が所管事項に該当する委員会へ送付し審査します。審査は意見を述べるだけで結論を出しません。なお、郵送により提出されたものは議会への要望事項として処理するため、議会運営委員会理事会へ写しを配付するのみとなります。

[結果] 陳情者には審査内容を通知します。また、必要と認めるものは意見をつけて市長ほか関係機関に処理を要望します。

## 5 意見書・決議

### (1) 提出

議員が提案したものを、議会運営委員会理事会で協議します。できる限り全会一致になるよう協議の上、賛成多数となった意見書・決議については議会運営委員会で諮り、その委員が提出者となって本会議へ提出します。

### (2) 議決

本会議で議会運営委員長等が提案説明をし、その後に議決します。

## 6 各種会議

### (1) 全員協議会(公開)

[根拠] 会議規則第80条の2

[構成] 全議員

[協議事項] 行政上議会が知っていなければならない問題、あるいは議会内部の問題として意思の疎通を図る必要があると認めた事項

[招集] 議長が招集

## ●議会運営

### (2) 各派代表者会議（非公開）

- [ 根 拠 ] 会議規則第80条の2及び岡崎市議会各派代表者会議規約(平成元年1月20日 各派代表者会議決定)
- [ 目 的 ] 各会派間の意見の調整連絡と協議を行うため
- [ 構 成 ] 現員6人 正・副議長と各会派の代表者
- [協議事項] 1 各会派の連絡調整に関すること  
2 議員の親睦（親和会）に関すること  
3 議長会等に関すること  
4 議員の海外派遣に関すること  
5 議会の人事及び重要事項に関すること  
6 その他必要と認めた事項
- [ 招 集 ] 議長が招集
- [ 開 催 日 ] 毎月1回（そのほか、議長が必要と認める場合）

### (3) 議会運営委員会理事会（公開）

- [ 根 拠 ] 会議規則第80条の2及び議会運営委員会理事会に関する申し合わせ事項(平成8年11月25日 議会運営委員会決定)
- [ 構 成 ] 現員6人 議会運営委員会の正・副委員長と各会派の代表者
- [協議事項] 議員提出の議案、意見書、決議等の調整及び郵送陳情に関する事項について協議
- [ 招 集 ] 議会運営委員長が招集

### (4) 正副委員長会議（公開）

- [ 根 拠 ] 会議規則第80条の2
- [ 構 成 ] 現員16人 正・副議長と、常任及び特別委員会の正副委員長
- [協議事項] 委員会運営に関し必要な事項の協議・調整
- [ 招 集 ] 議長が招集

### (5) 議会広報委員会（公開）

- [ 根 拠 ] 会議規則第80条の2、岡崎市議会広報委員会運営要綱（平成30年10月22日 各派代表者会議決定）及び岡崎市議会広報紙発行規程（昭和55年2月21日 各派代表者会議決定）
- [ 構 成 ] 定数9人以内 現員9人
- [所管事項] 1 市議会の広報紙に関する事項  
2 市議会のウェブサイトに関する事項  
3 市議会中継に関する事項  
4 市議会の広報に関し、広報委員会が必要と認める事項
- [ 招 集 ] 1 委員長が招集  
2 委員の定数の半数以上の者から協議又は調査をすべき事件を示して招集の請求があったとき
- [ 配 布 先 ] 市内の各世帯及び議長が特に必要と認めるもの

## (6) 政治倫理委員会（非公開）

[ 根 拠 ] 岡崎市議会議員政治倫理条例（平成28年9月26日 条例第49号）

※設置時の根拠は、「岡崎市議会議員政治倫理要綱・同委員会規程（平成2年6月20日 全  
員協議会承認、平成2年9月6日から施行）」（条例制定に伴い、現在は廃止）

[ 構 成 ] 現員11人 正・副議長と議会運営委員会の委員

- [政治倫理基準]
- 1 議員は、市民全体の奉仕者として信頼される行動をし、いやしくも市の名誉を傷つけるような行為をしないこと
  - 2 議員は、差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと
  - 3 議員は、市又は市の出資法人、市の施設の指定管理者その他の市と密接な関係があると認められる法人が行う許可、認可その他の処分又は請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利になるよう働きかけないこと
  - 4 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の精神を尊重し、別に定める疑惑を招く状況を避けること
  - 5 議員は、市から補助金等の交付を受けている団体の役員（議会選出の委員又は理事を除く。）に就任しないこと
  - 6 議員は、市の職員の公正な職務の執行を妨げるような働きかけ及び人事（任命、人事評価、休職、免職、懲戒等をいう。）の公正を害する行為をしないこと
  - 7 議員及びその後援団体は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）で定める寄附等に関する禁止事項について、市民、企業、団体等に理解を求めるよう努めなければならない

- [ 招 集 ]
- 1 委員長が招集（条例に明らかに違反すると認められるとき、委員長が必要と認めるとき）
  - 2 議員定数の12分の1以上の議員の連署をもって、この条例に違反する理由を付した文書により委員会の開催請求があったとき
  - 3 議員3人以上の連署をもって、この条例又は政治倫理に関する規程の改正のため文書により委員会の開催請求があったとき
  - 4 事案調査会が必要と認めたとき

[開催要件] 委員の3分の2以上の出席

[ 決 定 ] 出席委員の4分の3以上の同意

- [違反措置]
- 1 議会構成に関する全ての会議の役職の辞職を勧告すること
  - 2 議員辞職を勧告すること
  - 3 その他必要と認める措置

[ 施 行 ] 平成28年10月26日より施行

## 1 本会議開催状況

会議名	会 期	会議日数	会議時間	質問者数	
				代 表	一 般
3月定例会	2月28日～ 3月22日 23日間	4日	14時間12分	4人	—
6月定例会	6月3日～ 6月22日 20日間	6日	18時間50分	—	31人
9月定例会	8月31日～ 9月30日 31日間	6日	18時間18分	—	24人
12月定例会	12月1日～12月21日 21日間	5日	16時間58分	—	29人
<b>定例会 計</b>	<b>95日間</b>	<b>21日</b>	<b>68時間18分</b>	<b>4人</b>	<b>84人</b>
11月臨時会	11月 9日 1日間	1日	2時間9分	—	—
<b>臨時会 計</b>	<b>1日間</b>	<b>1日</b>	<b>2時間9分</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>本会議 計</b>	<b>96日間</b>	<b>22日</b>	<b>70時間27分</b>	<b>4人</b>	<b>84人</b>

2 本会議審議状況

会議名	市長提出議案								議員提出議案					議案 合計	請願	選挙			
	条例	予算	決算	法4 96条 14	専決	諮問・ 同意	その他	計	条例	規則	意見書	決議	その他				計		
3月定例会	19	30		2	1	2	3	57	1		1	1		3	60	3			
6月定例会	5	4		5	1	2	1	18							18	2			
9月定例会	15	15	4	6		3	1	44			1			1	45	2			
12月定例会	12	13		3		1	6	35	1		1		1	3	38				
定例会 計	51	62	4	16	2	8	11	154	2		3	1	1	7	161	7			
11月臨時会		1			1	1		3	1	1			2	4	7		3		
臨時会 計		1			1	1		3	1	1			2	4	7		3		
本会議 計	51	63	4	16	3	9	11	157	3	1	3	1	3	11	168	7	3		
審議結果	原案可決	51	63		16			11	157	3	1	3	1	3	11	168			
	修正可決																		
	否決																		
	同意						6		6							6			
	承認					3			3							3			
	認定			4					4							4			
	継続審議																		
	審議未了																		
	答申						2		2								2		
	撤回																		
	採択																	1	
	不採択																	5	
	議決に至らず																		
その他																	1		

(※) 表中の法96条4～14とは、地方自治法第96条第1項第4号から第14号を指します。

上記表に記載のほか市長より専決処分等の報告が40件ありました。



3 委員会・各種会議開催状況

(委員会調査等を含む)

会議名		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	日数計
常 任 委 員 会	総務企画	会期中			1			1			2		1	1	6
		閉会中				1			1			1			3
		計			1	1		1	1		2	1	1	1	9
	福祉病院	会期中			1			1			2		1	1	6
		閉会中		1		1				1		1			4
		計		1	1	1		1	1		2	1	1	1	10
	文教経済	会期中			1			1			1		1	1	5
		閉会中	1			1	1			1		1			5
		計	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	10
	建設環境	会期中			1			1			1		1	1	5
		閉会中	1			1				1		1			4
		計	1		1	1		1	1		1	1	1	1	9
常任委員会	合計A	2	1	4	4	1	4	3	1	6	4	4	4	38	
議会運営委員会	会期中			1				2			1		1	2	7
	閉会中		2				3			2			3	10	
	合計B		2	1			3	2		2	1		4	2	17
特 別 委 員 会	M I C E 検 討	1	1		1	2	1	1							7
	ゼロカーボンシティ推進	1	1			2	1	2							7
	ごみ減量推進												1		1
	議会BCP策定												1		1
	決算(分科会を含む)										7				7
	特別委員会	合計C	2	2		1	4	2	3		7		2		23
各 種 会 議	全 員 協 議 会		1									1	1	3	
	各派代表者会議	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
	議会運営委員会理事会							1			1		1	3	
	政治倫理委員会	1	3											4	
	議会広報委員会	1	1		2	2		3			1	2	1	13	
	各種会議	合計D	4	6	2	3	3	2	4	1	2	2	4	4	37
合計(A+B+C+D)		8	11	7	8	11	10	10	4	16	6	14	10	115	

## 4 閉会中の委員会調査

常任委員会	開催月日	事 件 名
総務企画	4.25	岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業
	7.14	1 東消防署南分署の現状 2 消防本部における新型コロナウイルス感染症の対応について現地調査
	10.6	地域内交通
福祉病院	2.7	介護予防
	4.20	第4次岡崎市地域福祉計画
	7.13	動物総合センターについて現地調査
	10.6	農福連携
文教経済	1.24	六ツ美北保育園の民間移管
	4.18	コロナ禍における経済対策
	5.23	「どうする家康」に関する取組
	8.9	育児における不安や孤独感の解消に向けた協働実験
	10.6	農福連携
建設環境	1.27	市街化調整区域内地区計画運用指針の改定
	4.19	東岡崎駅周辺地区整備事業
	7.12	岡崎市市街化調整区域及び都市計画区域外における土地利用に関する基本方針
	10.5	第30回全国川サミット in 岡崎

委員会名	開催月日	事 件 名
議会運営	5.9~10	オンライン委員会条例改正について宇都宮市を、議会BCP（業務継続計画）について江戸川区を調査

特別委員会	開催月日	事 件 名
MICE検討	1.11	委員会の今後の取組
	2.10	1 本市のスポーツツーリズムの取組 2 本市のMICEにおける観光での受入れ体制 3 委員会の今後の取組
	4.26	中央総合公園及び龍北総合運動場の現状
	5.10~11	金沢市文化スポーツコミッションについて金沢市を、前橋スポーツコミッションについて前橋市を調査
	6.27	いぬやまスポーツコミッションについて犬山市を調査
	7.15	調査報告書の取りまとめ

特別委員会	開催月日	事 件 名
ゼロカーボン シティ推進	1. 11	1 本市のゼロカーボンシティの実現に向けた取組 2 委員会の今後の取組
	2. 7	1 カーボンニュートラル 2 委員会の今後の取組
	5. 11～12	脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」について川崎市を、マチごとエコタウン所沢の実現に向けた取組について所沢市を調査
	6. 27	再開発地区で実現する脱炭素コンパクトシティモデルについて名古屋市を調査
	7. 14	調査報告書の取りまとめ
	7. 28	調査報告書の取りまとめ

会議名	開催月日	事 件 名
全員協議会	2. 16	令和4年度当初予算
	11. 15	太陽の城跡地の活用（おかざき乙川リバーフロント交流拠点整備事業）
	12. 6	議会の個人情報の保護に関する条例

## 5 新規条例の審議状況（11件）

提出者	条 例 名	成 立	議決結果
市長	企業版ふるさと納税地方創生基金条例	3月定例会	原案可決
	市長等の給料の月額の特例に関する条例		
	手と心でつなぐ手話言語条例		
	市費負担教員の給与等の特例に関する条例		
議会	議会政務活動費の交付の特例に関する条例	9月定例会	
市長	市長等の給料の月額の特例に関する条例		
	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		
	市産材調達管理基金条例	12月定例会	
	個人情報保護法施行条例		
特別用途地区内における建築物の制限の緩和に関する条例			
議会	議会の個人情報の保護に関する条例		

## 6 意見書・決議の議員提出状況（4件）

事 件 名	成 立	提 出 先
三塩菜摘議員に対する辞職勧告決議	3月定例会	
ウクライナ避難民の適切な受入れ態勢の整備を求める意見書		内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書	9月定例会	内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣
帯状疱疹ワクチンへの助成を求める意見書	12月定例会	内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

7 請願・陳情処理

(1) 請願・陳情処理件数

審査付託委員会		請 願					陳情 の 件数 (C)	審査 結果 の 報告	一時 不再議 (D)	審査 の 合 計 (E)	
		件数 (A)	継続 審査	審査(議決)結果							取り 下げ (B)
				採択	不採択	議決に 至らず					
常 任	総務企画	3			2		1	必要なものは処理方を要望	9		
	福祉病院	1			1				5		
	文教経済	3		1	2				15		
	建設環境										
議会運営							1		1		
合 計		7		1	5		1		30		
本会議		7		1	5		1	審査の合計 (E)=(A)+(C)-(B)-(D)			

(2) 請願審査状況

令和4年中に6件の請願が提出され、そのうち1件が採択されました。

事 件 名	付託委員会	議決年月	議決結果
岡崎の花火開催に関する事	文教経済		取り下げ
市民に寄り添うコロナ対策の充実を求める事	総務企画 福祉病院	R4.3	不採択
インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出	総務企画	R4.6	不採択
あらゆる国の難民の円滑な受け入れを政府に求める意見書の提出	総務企画	R4.6	不採択
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出	文教経済	R4.9	採択
岡崎市公立保育所等を民間移管せず公立保育所等として維持・充実を求める事	文教経済	R4.9	不採択

## 8 傍聴者状況

令和4年の傍聴者数は本会議、委員会を合わせて330人です。

	3月 定例会	6月 定例会	9月 定例会	11月 臨時会	12月 定例会	計
本会議 傍聴者数	55	60	75	2	95	287

委員会名		月 別 人 数												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
常 任	総務企画			5			2				1		1	9
	福祉病院			5						1			1	7
	文教経済			2			2			12			2	18
	建設環境									1			1	2
特 別	M I C E 検 討													
	ゼロカーボンシティ推進													
	決 算									4				4
議会運営委員会									3					3
委員会傍聴者数計				12			4		3	18	1		5	43

## 9 議員研修会

開催月日	研修議題
4.21	「政治倫理とコンプライアンスについて」 講師 太田 雅幸 氏（弁護士）
7.26	「森林の役割について」 講師 蔵治 光一郎 氏（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）
10.24	「QURUWA戦略の今後の展望について」 講師 藤村 龍至 氏（RFA〔藤村龍至建築設計事務所〕 主宰）
R5. 2.13	「ひきこもりの理解と支援～当事者活動から見えてきたこと～について」 講師 林 恭子 氏（一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事）

## 10 意見交換会

開催月日	題目
6.25	「おかざき未来“夢”プロジェクト 『健康寿命延伸へ！！』ラウンドテーブル」 参加者 愛知学泉大学生、岡崎市議会議員

# 議会選出各種委員

名称(担当課)	定数	議員数	任期	選出根拠法令等
<b>行政委員</b>				
監査委員 (監査委員事務局)	4	2	議員の任期	地方自治法第196条第1項
<b>一部事務組合議員</b>				
岡崎市額田郡模範造林組合 (森林課)	12	10	議員の任期	岡崎市額田郡模範造林組合規約第6条
<b>広域連合議員</b>				
愛知県後期高齢者医療広域連合 (医療助成室)	34	1	議員の任期	愛知県後期高齢者医療広域連合規約第8条
<b>各種委員・理事(附属機関等)</b>				
防災会議 (防災課)	30以内	1	2年	防災会議条例第5条
国民保護協議会 (防災課)	35以内	1	2年	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条
社会福祉審議会 (地域福祉課)	50以内	1	3年	社会福祉法第8条
民生委員推薦会 (地域福祉課)	8	1	3年	民生委員法第8条 民生委員法施行細則第2条
国民健康保険運営協議会 (国保年金課)	17	5 (公益代表)	3年	国民健康保険条例第2条
都市計画審議会 (都市計画課)	15以内	5	2年	都市計画審議会条例第4条
土地開発公社 (行政経営課)	10以上 15以内	7	2年	土地開発公社定款第8条
空家等対策協議会 (住環境整備課)	20	1	2年	空家等対策協議会条例第3条

# 議会予算

□令和5年度当初予算

## 1 議会費

698,981千円（一般会計歳出当初予算中の構成比 0.5%）

歳出 1款 1項 1目			
節			説明
区分	金額		
	5年度	4年度	
	千円	千円	
1 報酬	282,448	282,216	議員 274,736千円 会計年度任用職員 7,712千円
2 給料	66,148	67,647	一般職（16人）
3 職員手当等	162,309	155,732	議員 109,548千円 一般職 51,218千円、会計年度任用職員 1,543千円 管理職、扶養、地域、住居、通勤、時間外勤務 休日勤務、期末、勤勉
4 共済費	111,389	113,460	議員 85,796千円 事務費負担金、給付費負担金 一般職 23,939千円、会計年度任用職員 1,654千円 都市職員共済組合負担金、公務災害補償基金負担金
7 報償費	1,764	1,769	一般賞賜金、講師等報償金
8 旅費	9,742	9,304	費用弁償、普通旅費、特別旅費
9 交際費	930	930	交際費
10 需用費	19,615	19,392	消耗品費、食糧費、印刷製本費、庁用器具修繕料ほか
11 役務費	4,441	4,365	通信運搬費、洗濯料、自動車損害保険料ほか
12 委託料	8,860	7,764	会議録製作委託料、議会ケーブルテレビ中継委託料、議会インターネット映像配信システム運用管理委託料ほか
13 使用料及び賃借料	7,055	7,038	自動車使用料、会議録検索システム賃借料、議会ケーブルテレビ中継システム賃借料ほか
17 備品購入費	132	726	音声認識ソフト購入費
18 負担金補助及び交付金	24,148	21,898	市議会議長会負担金、政務活動費補助金ほか
26 公課費	0	20	自動車重量税
合計	698,981	692,261	



●議会予算 -令和5年度

2 議員報酬

適用年月日	令2年4月1日	令2年11月30日	令3年4月1日	令4年4月1日	令5年4月1日
改定議決年月日	令1年12月20日	令2年11月30日	令2年11月30日 令3年2月26日	令4年3月22日	令4年12月22日
議長	740,000	同左	703,000※	736,000	736,000
副議長	672,000	同左	638,400※	668,000	668,000
議員	617,000	同左	586,150※	614,000	614,000
6月期末手当	100分の170	100分の170	100分の167.5	100分の162.5	100分の165
12月期末手当	100分の170	100分の165	100分の167.5	100分の162.5	100分の165
加算率	100分の45	同左	同左	同左	同左

※令和4年3月31日までの特例

3 旅費

(1) 旅費の算定

鉄道賃	船賃		航空賃	車賃	旅行雑費	宿泊料		食卓料
	2階級	3階級				甲地方	乙地方	
1等	上級	上級	実費	1km 40円	1日 1,600円	1泊 16,500円	1泊 14,900円	1夜 3,300円

※宿泊料の甲地方は東京都及び政令指定都市、乙地方はそのほかの地域

(2) 調査旅費

○委員会調査旅費

5,920,000円 (延べ74人分)

1 委員年額80,000円 平成9年4月1日適用

(常任36人、特別18人、議会運営11人(委員及び正副議長)、議会広報9人)

4 政務活動費

[ 根拠 ] 岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年3月1日施行)

[ 金額 ] 1人 月額 50,000円(平成20年4月1日改定)

[ 交付時期等 ] 年間2回(4月・10月)に分けて会派又は会派に属さない議員に交付

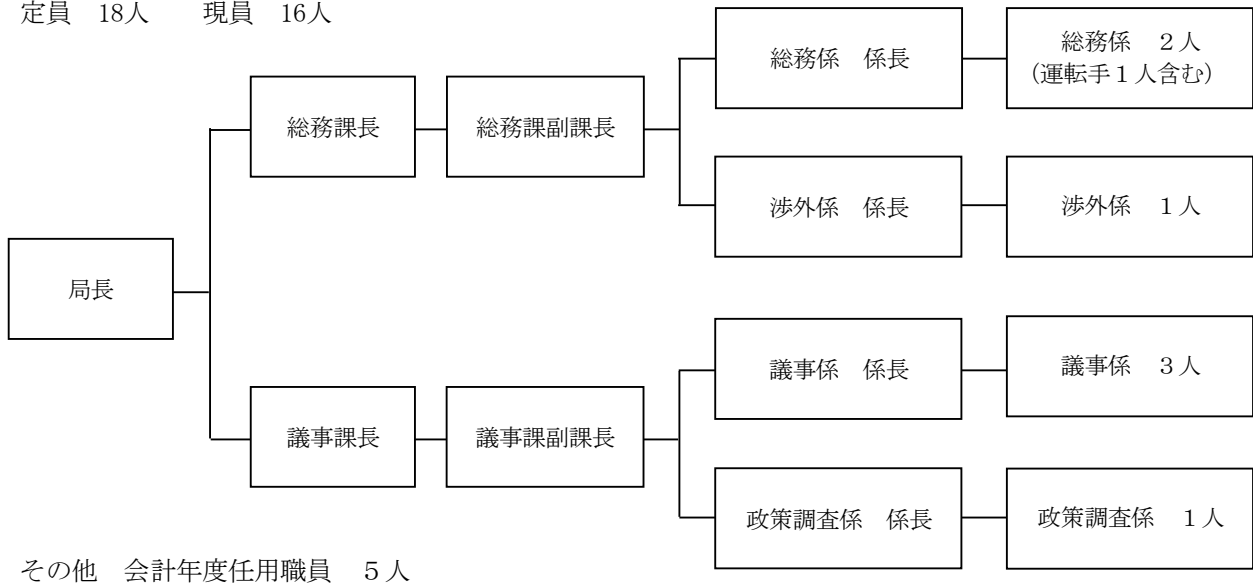
[ 使途 ] 調査研究費、研修費、広報費、広聴費、資料作成費、資料購入費、交通通信費、人件費、その他の経費で、政務活動に要する経費のうち議長が必要と認めたもの

[ 報告 ] 領収書等の写しと併せ収支報告書の提出が必要

# 議会事務局

## 1 機構

定員 18人 現員 16人



## 2 事務分掌

### (1) 総務課

#### 総務係

- 1 文書の收受、発送、保存
- 2 公印の保管
- 3 儀式、交際
- 4 議長、副議長の秘書事務
- 5 議員の報酬
- 6 全国市議会議員共済会
- 7 政治倫理委員会の運営
- 8 議会の予算、事務局職員の服務、給与
- 9 各派代表者会議
- 10 他の課の所管に属しない事務

#### 渉外係

- 1 議員の政務活動費
- 2 議長賞
- 3 議長会
- 4 行政調査の受け入れ
- 5 議会の傍聴

### (2) 議事課

#### 議事係

- 1 本会議の運営
- 2 議会運営委員会、議会運営委員会理事会
- 3 常任委員会、特別委員会
- 4 全員協議会
- 5 正副委員長会議
- 6 議員提出の議案、意見書等
- 7 議案の取扱い
- 8 請願、陳情
- 9 議会法規、先例集の整備
- 10 会議録、議会の結果報告

#### 政策調査係

- 1 議会広報紙、その他広報、広聴
- 2 議員の調査活動、政策立案
- 3 議員の研修
- 4 議会図書室
- 5 各種資料の収集、整理、発行
- 6 照会事項の処理

### 3 議会刊行物

種 別	発行日	発行回数	発行部数	規格	予算額 千円	配布先
議会だより (創刊S55.5)	月/日 2/1 5/1 8/1 11/1 12/1	年5回 ・定例会4回 …16ページ ・11月臨時会 (役員改選) …4ページ	1回平均  156,500部	A4判  全頁4色刷り	8,884	市内全戸 各課 親善都市等
会 議 録	本会議 終了後 約3か月	定例会4回 臨時会はその都度 常任委員会(会期中)	本会議 1回 22部 常任委員会 1回 21部	A4判	2,581	各支所 市政情報コー ナー
議 会 要 覧 ・議会構成、運営、 活動紹介	—	年1回	約160部	A4判	5	議員 視察者 親善都市等
市議会のしおり ・議会の簡単な紹介	—	年2回	800部	リーフ レット	—	傍聴者 視察者
議 会 史	H4. 10/22	—	上下各巻 1,000部	A5判	—	希望者に販売
岡崎市議会のあゆみ 100周年記念誌	H29.3	—	500部	A4判	—	希望者に販売 (100冊限定)

### 4 行政調査受入状況

(令和4年)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
受入団体数	2	0	0	0	7	0	9	3	0	10	8	0	39
受入人数	5	0	0	0	40	0	78	25	0	74	65	0	287

### 行政調査一覧

担当課等	調査内容	受入団体名
企画課 建設企画課	サイクルシェア事業及び自転車活用推進計画について	明石市
地域創生課 商工労政課	工業団地造成の取組について	会津若松市
納税課	債権管理条例について	長崎市
人事課 都市施設課 公園緑地課	岡崎市における市役所の機構・組織全般について	所沢市
防災課 河川課 下水工事課	総合雨水対策計画について	川越市、諫早市

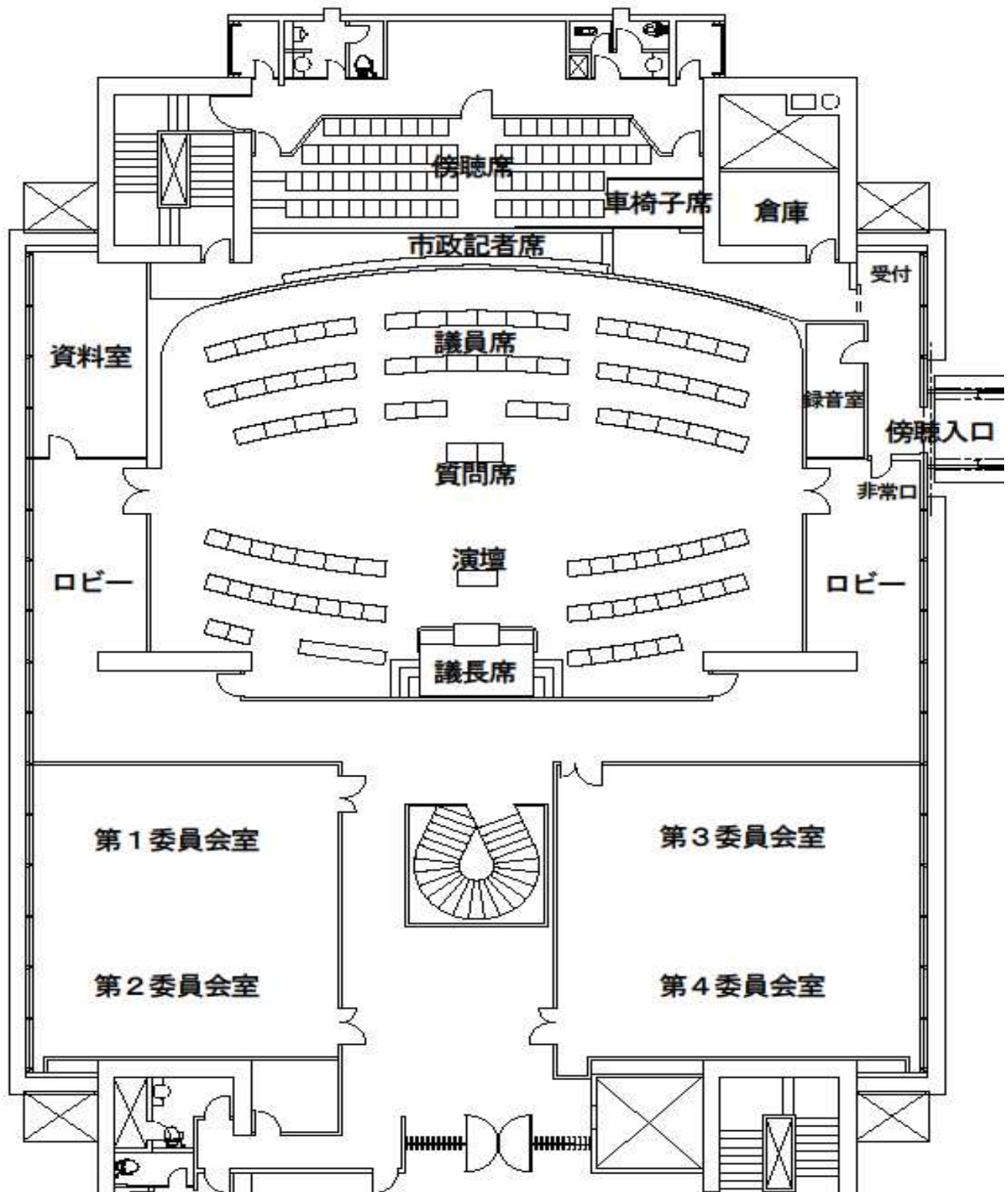
## 行政調査一覧

担当課等	調査内容	受入団体名
多様性社会推進課	パートナーシップ・ファミリーシップ制度について	犬山市
ふくし相談課	重層的支援体制整備事業について	袖ヶ浦市
	子ども食堂の取組について	京田辺市
保健企画課	市営墓地について	半田市
健康増進課	食育推進計画について	登別市
こども発達センター	こども発達センターについて、こども発達センター等整備事業について	富山市、奄美市、気仙沼市
ゼロカーボンシティ推進課	地域新電力会社の設立について	鈴鹿市
道路維持課	道路の維持管理について	旭川市
都市施設課	QURUWA戦略～乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画～について	射水市、宮崎市、高崎市、北本市、大東市、門真市、加古川市
	かわまちづくり事業について	笠松町
消防本部総務課 消防課 共同通信課	消防本部の設備・車両(レッドサラマンダー)等について	小山市
共同通信課	災害現場映像通報システムについて	長崎市
学校指導課	校内フリースクール「F組」について	安城市、知立市、刈谷市、高浜市、倉敷市、郡上市、江別市、小野市、西脇市、川口市、尾張旭市、町田市、大府市、那珂川市、長岡京市
社会教育課	岡崎市文化財保存活用地域計画について	秋田市

# 議会設備

## 1 議場

(1) 議場配置図



## ●議会設備

### (2) 傍聴席

- ・一般席 58席
- ・車椅子席 4席

### (3) 議会中継

- ・CATVによる議会放映

平成13年6月定例会から本市も出資するミクスネットワーク(株)により、各定例会の開会日、一般(代表)質問、閉会日の模様を中継放送している。(令和4年)

	3月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	合計
日数	4	5	5	5	19

### (4) 議会映像の配信

- ・インターネットによる議会映像の配信

録画映像は平成21年12月定例会から、ライブ中継は平成26年6月定例会から各定例会及び臨時会の全開催日の映像を配信している。また、令和元年6月定例会から会期中の常任委員会や特別委員会について、YouTubeを利用して録画配信をしている。(令和4年)

	3月定例会	6月定例会	9月定例会	11月臨時会	12月定例会	合計
日数	8	8	12	1	7	36

## 2 会議室

- (1) 第1・2委員会室 面積 103.3㎡
- (2) 第3・4委員会室 面積 86.3㎡ 収容席数 議員(16) 執行部(24) 傍聴者(10程度)
- (3) 議会大会議室 面積 181.5㎡ 収容席数 議員(46) 執行部(42) 傍聴者(10程度)
- (4) 議会会議室 面積 51.3㎡

## 3 議会図書室

- (1) 蔵書数 3,113冊(令和5年7月1日現在)
- (2) 分類方法 日本十進分類法による
- (3) 面積 40.8㎡
- (4) 予算 図書購入予算 156千円(令和5年度)
  - ア 定期購読誌 官報その他政府刊行物、県公報その他県刊行物、地方自治、地方行政、時刻表、自治体情報誌ディーファイル、実践自治、ガバナンス、自治日報、日経グローバル、地方議会人、議員NAVI Plus
  - イ 追録 議会運営実務提要、選挙法・政治資金法の手引、行政手続の手引、地方自治法質疑応答集、情報公開制度運用の実務、地方公共団体・地方公務員をめぐる法律実務
  - ウ 新聞 全国紙 朝日、毎日、読売、日本経済  
ブロック紙 中日  
地方紙 東海愛知、中部経済

# 財 政

## 岡 崎 市 一 般 会 計 歳 入 の 推 移

年 度	上段=当初予算額 下段=決算額 (千円)	対前年度比 (%)
平成18年度	105,680,000	112.0
	109,339,884	109.5
19年度	114,019,000	107.9
	117,377,874	107.4
20年度	110,810,000	97.2
	111,967,927	95.4
21年度	110,290,000	99.5
	122,489,813	109.4
22年度	119,240,000	108.1
	123,588,881	100.9
23年度	108,490,000	91.0
	112,413,872	91.0
24年度	111,730,000	103.0
	122,022,019	108.5
25年度	106,370,000	95.2
	114,512,461	93.8
26年度	112,260,000	105.5
	116,300,593	101.6
27年度	121,260,000	108.0
	123,562,341	106.2
28年度	123,200,000	101.6
	125,323,977	101.4
29年度	123,300,000	100.1
	127,034,090	101.4
30年度	123,500,000	100.2
	126,825,606	99.8
令和 元年度	130,020,000	105.3
	137,423,827	108.4
2年度	127,080,000	97.7
	178,148,931	129.6
3年度	122,100,000	96.1
	149,280,037	83.8
4年度	127,880,000	104.7
5年度	134,220,000	105.0

# 令和5年度当初予算

(令和5年度予算の概要より)

## 1 予算概要

### (1) 予算編成に関する基本的事項

日本経済は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻のほか、輸入資源価格高騰など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せており、こうした景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていくことが期待されている。

本市の予算編成としては、大河ドラマ「どうする家康」を好機とした地域活性化や本市の魅力向上に取り組むとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組むほか、3年目を迎える第7次岡崎市総合計画に掲げる各施策において、着手済みの計画である工業団地造成事業や、アウトレットを核としたまちづくり事業に加え、少子高齢化を始めとする基本施策にもしっかりと取り組みながら、ゼロカーボンシティやDXの推進といった社会環境の変化にも的確に対応していく。

歳入については、市税収入は回復基調にあるものの、コロナ禍前の水準には戻っておらず、新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、電気料金を始めとした燃料価格や物価高騰への対応も求められていることから、大変厳しい状況が見込まれるため、国庫支出金のほか、財政調整基金を始めとする各基金及び市債の積極的な活用で財源確保を図ることとした。

なお、国の補正予算等に基づき、小学校校舎改修事業など令和5年度当初予算の一部を令和4年度3月補正予算に前倒し、積極的に国庫支出金を活用して事業進捗を図ることとした。

### (2) 当初予算の概要

#### ア 一般会計

予算規模は1,342億2,000万円で、前年度対比5.0%の増で過去最大となっている。前年度も当初予算の一部を前年度補正予算に前倒ししていることから、前倒し分を含めた予算規模で比較すると5.3%の増となる。

#### (歳出)

目的別(款別)では、総務費は、令和5年4月から職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴う退職手当の減少などで10.8%の減、民生費は、障がい福祉サービス費等支給事業費や私立保育園等施設型給付費給付事業費などの増加で5.3%の増、衛生費は、感染症発生防止・医療関連事業費などの増加で20.0%の増、商工費は、工場等建設奨励金や「どうする家康」活用推進事業費などの増加で7.5%の増、土木費は、岡崎駅東地区整備事業費や本宿駅周辺地域拠点関連道路整備事業費などの増加で8.4%の増、教育費は、美術博物館施設整備及び保全事業費などの減少があるものの、教師用指導書等購入費や電子黒板整備費などの増加で1.2%の増となっている。

また、性質別では、人件費は、令和5年4月から職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴う退職手当の減少などで2.9%の減、物件費は、健康フォローアップセンター運営委託料や新型コロナウイルス感染症行政検査委託料などの増加で12.7%の増、扶助費は、障がい福祉サービス費や生活保護費などの増加で4.2%の増、補助費等は、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療提供事業交付金などの増加で17.2%の増、普通建設事業費は、岡崎駅東地区整備事業費などの増加があるものの、美術博物館施設整備及び保全事業費などの減少で2.1%の減、公債費は、市債償還金元金の減少で4.3%の減、投資及び出資金は、水道事業会計への出資金の増加で22.2%の増、繰出金は、後期高齢者医療療養給付費負担金などの増加で5.5%の増となっている。

#### (歳入)

市民税は、個人では納税義務者数及び給与収入の増加による増収を見込み、全体で4.8%の増、固定資産税は、土地ではコロナ特例による令和3年度の税額据置措置及び令和4年度の商業用地等の上昇抑制措置の終了による増収を、家屋では新增築による増収を見込み、全体で1.6%の増、市税全体では、3.5%の増を見込んでいる。



また、使用料及び手数料は、一般廃棄物処理手数料などの増加により12.1%の増、国庫支出金は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や障がい者自立支援給付費負担金などの増加により4.6%の増、県支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等医療提供事業補助金や相談窓口設置事業等補助金などの増加により29.2%の増、財産収入は、土地売払収入などの増加により40.9%の増、繰入金は、財政調整基金及び目的基金からの繰入の減額により27.4%の減、諸収入は、大河ドラマ館納付金収入などの増加により19.8%の増、市債は対象事業費の増加に伴い9.5%の増となっている。

## イ 特別会計

阿知和地区工業団地造成事業特別会計を始めとする12会計全体の予算規模は712億6,502万円で、前年度対比3.7%の増となっている。

主な会計として、阿知和地区工業団地造成事業特別会計は、工業団地造成費などの増加で163.7%の増、国民健康保険事業特別会計の事業勘定は、国民健康保険事業費納付金などの増加で0.7%の増、後期高齢者医療特別会計は、保健事業費などの減少で2.2%の減、介護保険特別会計は、保険給付費などの増加で1.9%の増、継続契約集合支払特別会計は、電気使用料などの継続契約集合支出の増加で33.2%の増となっている。

## ウ 企業会計

病院事業会計を始めとする3会計全体の予算規模は617億496万円で、前年度対比8.6%の増となっている。

### (病院事業会計)

予算規模は299億2,202万円で、前年度対比8.0%の増となっている。

収益的収支は、収入では入院及び外来収益の増加を見込み、収入全体では3.6%の増、支出では給与費、材料費、経費などの増を見込み、支出全体では5.6%の増となり、経営成績は、10億4,398万円の純損失を見込む予算とした。

資本的支出は、新築移転後20年以上を経過し、施設や設備の更新時期を迎えており、老朽化に伴う設備整備を実施するほか駐車場整備工事、患者サポートセンター改修工事などを実施する。また、最新の医療機器の導入を進めることなどにより、支出全体では前年度対比29.8%の増となっている。

### (水道事業会計)

予算規模は、136億5,901万円で、前年度対比4.6%の増となっている。

収益的収支は、収入では水道料金収入や他会計負担金の減少などにより、収入全体では1.7%の減、支出では動力費の増加に伴う原水及び浄水費の増などにより、支出全体では3.6%の増となり、経営成績は、3億3,580万円の純利益を見込む予算とした。

資本的支出は、地震などによる被害の最小化や水供給の継続を図るため、老朽化した水道施設の更新や水道管路の更新・耐震化、基幹管路網の再構築による上水道全体の強靱化を最優先課題と位置づけ、計画的かつ重点的に取り組むこととし、支出全体では前年度対比5.9%の増となっている。

### (下水道事業会計)

予算規模は、181億2,394万円で、前年度対比12.9%の増となっている。

収益的収支は、収入では下水道使用料及び他会計負担金の増額を見込み、収入全体では8.0%の増、支出では減価償却費の増額など支出全体では9.6%の増となり、経営成績は、1億6,624万円の純利益を見込む予算とした。

資本的支出は、下水道施設の老朽対策として「ストックマネジメント計画」に基づく下水道管渠及びポンプ場の改築更新工事を進めるとともに、「総合雨水対策計画」に基づく八帖北幹線、大平北幹線及び愛宕幹線の整備工事や「汚水適正処理構想」に基づく汚水整備を進め、支出全体では前年度対比16.9%の増となっている。

●令和5年度当初予算

2 会計別予算

[千円、%]

会 計 名	令和5年度 A(構成比)		4年度 B	差引 A-B	対前年度比
一般会計	134,220,000	50.2	127,880,000	6,340,000	105.0
特別会計(12会計)	71,265,021	26.7	68,694,521	2,570,500	103.7
企業会計(3会計)	61,704,958	23.1	56,806,932	4,898,026	108.6
合 計	267,189,979	100.0	253,381,453	13,808,526	105.4

特別会計内訳	令和5年度 A(構成比)		4年度 B	差引 A-B	対前年度比
阿知和地区工業団地造成事業	2,400,235	0.9	910,241	1,489,994	263.7
農業集落排水事業	509,628	0.2	542,878	△ 33,250	93.9
国民健康保険事業	34,145,710	12.8	33,907,819	237,891	100.7
後期高齢者医療	6,062,158	2.3	6,199,495	△ 137,337	97.8
介護保険	25,724,669	9.6	25,238,054	486,615	101.9
継続契約集合支払	2,021,058	0.8	1,516,919	504,139	133.2
額田北部診療所	108,722	0.0	106,231	2,491	102.3
こども発達医療センター	238,019	0.1	236,145	1,874	100.8
岡崎駅東土地区画整理事業清算金	2	0.0	2	0	100.0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	32,817	0.0	29,672	3,145	110.6
宮崎財産区	20,684	0.0	5,703	14,981	362.7
形埜財産区	1,319	0.0	1,362	△ 43	96.8
企業会計内訳	令和5年度 A(構成比)		4年度 B	差引 A-B	対前年度比
病院事業	29,922,015	11.2	27,701,105	2,220,910	108.0
水道事業	13,659,005	5.1	13,053,723	605,282	104.6
下水道事業	18,123,938	6.8	16,052,104	2,071,834	112.9

## 3 一般会計当初予算

(歳入)

[千円、%]

科	目	令和5年度		4年度		差引 A-B	対前年度比
		予算額 A	構成比	予算額 B	構成比		
自主財源	市 税	69,980,254	52.1	67,631,486	52.9	2,348,768	103.5
	分担金及び負担金	1,031,055	0.8	1,162,766	0.9	△ 131,711	88.7
	使用料及び手数料	2,028,589	1.5	1,809,627	1.4	218,962	112.1
	財 産 収 入	1,184,680	0.9	840,641	0.7	344,039	140.9
	寄 附 金	332,905	0.3	246,832	0.2	86,073	134.9
	繰 入 金	5,416,003	4.0	7,455,130	5.8	△2,039,127	72.6
	繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
	諸 収 入	5,400,317	4.0	4,508,766	3.5	891,551	119.8
	<b>自主財源 [計]</b>	<b>85,373,804</b>	<b>63.6</b>	<b>83,655,249</b>	<b>65.4</b>	<b>1,718,555</b>	<b>102.1</b>
依存財源	地 方 譲 与 税	971,540	0.7	961,900	0.8	9,640	101.0
	利子割交付金	23,000	0.0	28,000	0.0	△ 5,000	82.1
	配当割交付金	528,000	0.4	400,000	0.3	128,000	132.0
	株式等譲渡所得割交付金	365,000	0.3	265,000	0.2	100,000	137.7
	法人事業税交付金	921,000	0.7	778,000	0.6	143,000	118.4
	地方消費税交付金	9,319,000	7.0	8,961,000	7.0	358,000	104.0
	ゴルフ場利用税交付金	86,000	0.1	86,000	0.1	0	100.0
	自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
	環境性能割交付金	241,000	0.2	264,000	0.2	△ 23,000	91.3
	地方特例交付金	573,927	0.4	486,010	0.4	87,917	118.1
	地 方 交 付 税	50,000	0.0	50,000	0.0	0	100.0
	交通安全対策特別交付金	54,124	0.0	60,375	0.1	△ 6,251	89.6
	国 庫 支 出 金	20,657,230	15.4	19,748,750	15.4	908,480	104.6
県 支 出 金	11,589,374	8.6	8,968,715	7.0	2,620,659	129.2	
市 債	3,467,000	2.6	3,167,000	2.5	300,000	109.5	
<b>依存財源 [計]</b>	<b>48,846,196</b>	<b>36.4</b>	<b>44,224,751</b>	<b>34.6</b>	<b>4,621,445</b>	<b>110.4</b>	
<b>合 計</b>	<b>134,220,000</b>	<b>100.0</b>	<b>127,880,000</b>	<b>100.0</b>	<b>6,340,000</b>	<b>105.0</b>	

●令和5年度当初予算

(歳出・目的別)

[千円、%]

科 目	令和5年度		4年度		差 引 A-B	対前年度比
	予算額 A	構成比	予算額 B	構成比		
議 会 費	698,981	0.5	692,261	0.5	6,720	101.0
総 務 費	10,491,812	7.8	11,765,502	9.2	△ 1,273,690	89.2
民 生 費	53,865,235	40.1	51,173,701	40.0	2,691,534	105.3
衛 生 費	20,095,951	15.0	16,739,960	13.1	3,355,991	120.0
労 働 費	102,465	0.1	89,026	0.1	13,439	115.1
農 林 業 費	1,776,746	1.3	1,661,362	1.3	115,384	106.9
商 工 費	3,723,221	2.8	3,465,073	2.7	258,148	107.5
土 木 費	18,257,924	13.6	16,850,858	13.2	1,407,066	108.4
消 防 費	4,359,263	3.2	4,436,965	3.5	△ 77,702	98.2
教 育 費	13,643,773	10.2	13,482,191	10.5	161,582	101.2
災害復旧費	75,000	0.1	75,000	0.1	0	100.0
公 債 費	7,029,627	5.2	7,348,099	5.7	△ 318,472	95.7
諸支出金	2	0.0	2	0.0	0	100.0
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	134,220,000	100.0	127,880,000	100.0	6,340,000	105.0

(歳出・性質別)

[千円、%]

科 目	令和5年度		4年度		差 引 A-B	対前年度比
	予算額 A	構成比	予算額 B	構成比		
義務的経費	62,509,282	46.5	62,136,603	48.5	372,679	100.6
人 件 費	22,027,846	16.4	22,677,569	17.7	△ 649,723	97.1
扶 助 費	33,451,809	24.9	32,110,935	25.1	1,340,874	104.2
公 債 費	7,029,627	5.2	7,348,099	5.7	△ 318,472	95.7
投資的経費	12,297,163	9.2	12,558,158	9.9	△ 260,995	97.9
普通建設事業費	12,222,163	9.1	12,483,158	9.8	△ 260,995	97.9
災害復旧事業費	75,000	0.1	75,000	0.1	0	100.0
失業対策事業費	—	—	—	—	0	—
その他経費	59,413,555	44.3	53,185,239	41.6	6,228,316	111.7
物 件 費	30,862,196	23.0	27,387,897	21.4	3,474,299	112.7
維持補修費	796,809	0.6	853,138	0.7	△ 56,329	93.4
補助費等	13,474,960	10.0	11,493,525	9.0	1,981,435	117.2
積 立 金	55,237	0.0	49,947	0.0	5,290	110.6
投資及び出資金	1,050,188	0.8	859,381	0.7	190,807	122.2
貸 付 金	928,801	0.7	928,401	0.7	400	100.0
繰 出 金	12,145,364	9.1	11,512,950	9.0	632,414	105.5
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	134,220,000	100.0	127,880,000	100.0	6,340,000	105.0

#### 4 予算重点事項

令和5年度の主な事業・重点事項については、QRコードのリンク先のページに資料がありますので、ご参照ください。



---

# 令和4年度決算

---

## 1 決算概要

(市長提案説明より)

### 一般会計

決算規模は、歳入は約1,523億3,812万円、歳出は約1,429億8,292万円で、歳入、歳出ともに、過去2番目の規模となった。純剰余金は約72億円となり、財政調整基金の令和4年度末の残高は約121億円となった。

歳入では、歳入全体の46%を占める市税は、固定資産税などの増により、前年度と比べ約17億円の増収となる約706億円となった。

歳出では、福祉分野の支出となる民生費が全体の37%を占める約535億円と最も多く、次いで衛生費、総務費、土木費、教育費の順となった。

令和4年度は、「コロナ禍を乗り越え 一歩先の暮らしを見据えた魅力あるまちづくりを進める予算」と位置づけ、ワクチン接種などの新型コロナウイルス感染症対策のほか、福祉や子育て支援などの施策の充実に加え、防犯・防災、環境、コミュニティ、教育など市民生活を支える基本施策の充実を図りつつ、暮らしと健康を守りながら、持続可能なまちづくりを推進してきた。

### 特別会計

12会計の決算合計では、歳入は約678億円、歳出は約657億円で、繰越財源約9億円を除く純剰余金は約11億円となった。

### 企業会計

病院事業会計は、入院患者数は前年度と比較して減少したものの、外来患者数は前年度と比較して増加した。収益では、入院、外来収益がともに増加したほか、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の交付による増などにより、前年度と比べ約4億円の増となる約29億円の純利益となった。

水道事業会計は、給水戸数は前年度と比較して増加したものの、給水人口は前年度と比較して減少しており、普及率は99.9%で前年度と同率となった。収益では、修繕引当金の戻入に係る特別利益の計上がなかったことによる減などにより、前年度と比べ約16億円の減となる約8億円の純利益となった。

下水道事業会計は、接続戸数、接続人口ともに前年度と比較して増加しており、普及率は89.3%で前年度と比べ0.1ポイントの増加となった。収益では、修繕引当金の戻入に係る特別利益の計上がなかったことなどによる減、費用における減価償却費の増加などによる増により、前年度と比べ約3億円の減となる約3億円の純利益となった。

## 2 一般・特別会計歳入歳出決算総括

[千円]

区 分		歳入総額	歳出総額	差引額	繰越 財源額	実質 収支額
一 般 会 計		152,338,124	142,982,918	9,355,206	2,112,035	7,243,171
特 別 会 計		67,785,073	65,741,716	2,043,357	932,952	1,110,405
内 訳	阿 知 和 地 区 工 業 団 地 造 成 事 業	1,387,281	454,329	932,952	932,952	0
	農 業 集 落 排 水 事 業	575,172	575,172	0	0	0
	国 民 健 康 保 険 事 業	32,283,839	31,890,147	393,692	0	393,692
	後 期 高 齢 者 医 療	5,998,490	5,971,891	26,599	0	26,599
	介 護 保 険	25,294,986	24,697,108	597,878	0	597,878
	継 続 契 約 集 合 支 払	1,780,185	1,780,185	0	0	0
	額 田 北 部 診 療 所	104,882	97,232	7,649	0	7,649
	こ だ も 発 達 医 療 セ ン タ ー	224,728	224,728	0	0	0
	岡 崎 駅 東 土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 金	58,357	13,240	45,117	0	45,117
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	58,962	25,928	33,034	0	33,034
	宮 崎 財 産 区	16,464	10,914	5,550	0	5,550
	形 埜 財 産 区	1,728	842	886	0	886
合 計		220,123,197	208,724,634	11,398,563	3,044,987	8,353,575

(※数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、差引きが一致しない場合があります。)

## 3 企業会計経営成績

[千円、%]

区 分	総収益 (A)		総費用 (B)		純利益 (△純損失) (A)－(B)	総収益対 総費用比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$
	金 額	前年度 対 比	金 額	前年度 対 比		
病 院 事 業	28,208,886	102.6	25,268,825	101.4	2,940,062	111.6
水 道 事 業	7,570,252	81.1	6,787,327	97.9	782,925	111.5
下 水 道 事 業	8,764,746	98.6	8,418,571	101.3	346,175	104.1

(※数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、差引きが一致しない場合があります。)

●令和4年度決算

4 財政指標の推移

区 分	令和4年度		令和3年度	
	金 額	伸び率	金 額	伸び率
普通会計歳入総額	152,576,812千円	2.1%	149,478,844千円	△16.2%
普通会計歳出総額	143,135,806千円	1.6%	140,818,347千円	△17.7%
歳入歳出差引額	9,441,006千円	—	8,660,497千円	—
翌年度へ繰り越すべき財源	2,145,069千円	—	1,646,065千円	—
実質収支額	7,295,937千円	—	7,014,432千円	—
財政力指数（3年平均）	1.00	—	1.02	—
実質収支比率	9.5%	—	9.1%	—
公債費比率	6.9%	—	6.8%	—
経常収支比率	90.4%	—	87.9%	—
人件費の歳出総額比率	16.0%	—	16.4%	—
人件費の人口1人当たりの額	58,863円	—	59,219円	—
地方債の人口1人当たりの額	144,870円	—	154,928円	—
人件費の経常収支比率	25.6%	—	26.0%	—



# 組 織

## 1 市長

(令和5年4月1日現在)

氏 名	就任年月	退任年月	氏 名	就任年月	退任年月
千賀 又市	大 5. 10	大 7. 7	太田 光二	昭34. 5	46. 5
本多 敏樹	7. 12	昭 5. 12	内田 喜久	46. 5	55. 6
小野 庄造	昭 5. 12	6. 12	中根 鎮夫	55. 8	平12. 8
小滝喜七郎	8. 1	10. 12	柴田 紘一	平12. 9	24. 10
菅野経三郎	10. 12	21. 11	内田 康宏	24. 10	令 2. 10
竹内 京治	22. 4	34. 4	中根 康浩	令 2. 10	現 在

## 2 職員数

(令和5年4月1日現在)

区 分	条例定数	現 員	備 考
議 会 事 務 局	18 人	16 人	
市長の補助機関	3,351 人	3,162 人	
企 業 職 員	189 人	157 人	
選挙管理委員会	(17)	(13)	兼務
監査委員事務局	8 人	7 人	
公 平 委 員 会	(3)	(3)	兼務
農 業 委 員 会	7 人	5 人	
教育委員会事務局	85 人	76 人	
教 育 機 関	82 人	47 人	
消 防 職 員	404 人	388 人	
派 遣 職 員	—	[18]	社会福祉法人等
合 計	(20) 4,144 人	(16) 3,858 人	県等からの派遣職員、再任用職員及び育休代替の任期付職員は除く

## 3 特別職等給料

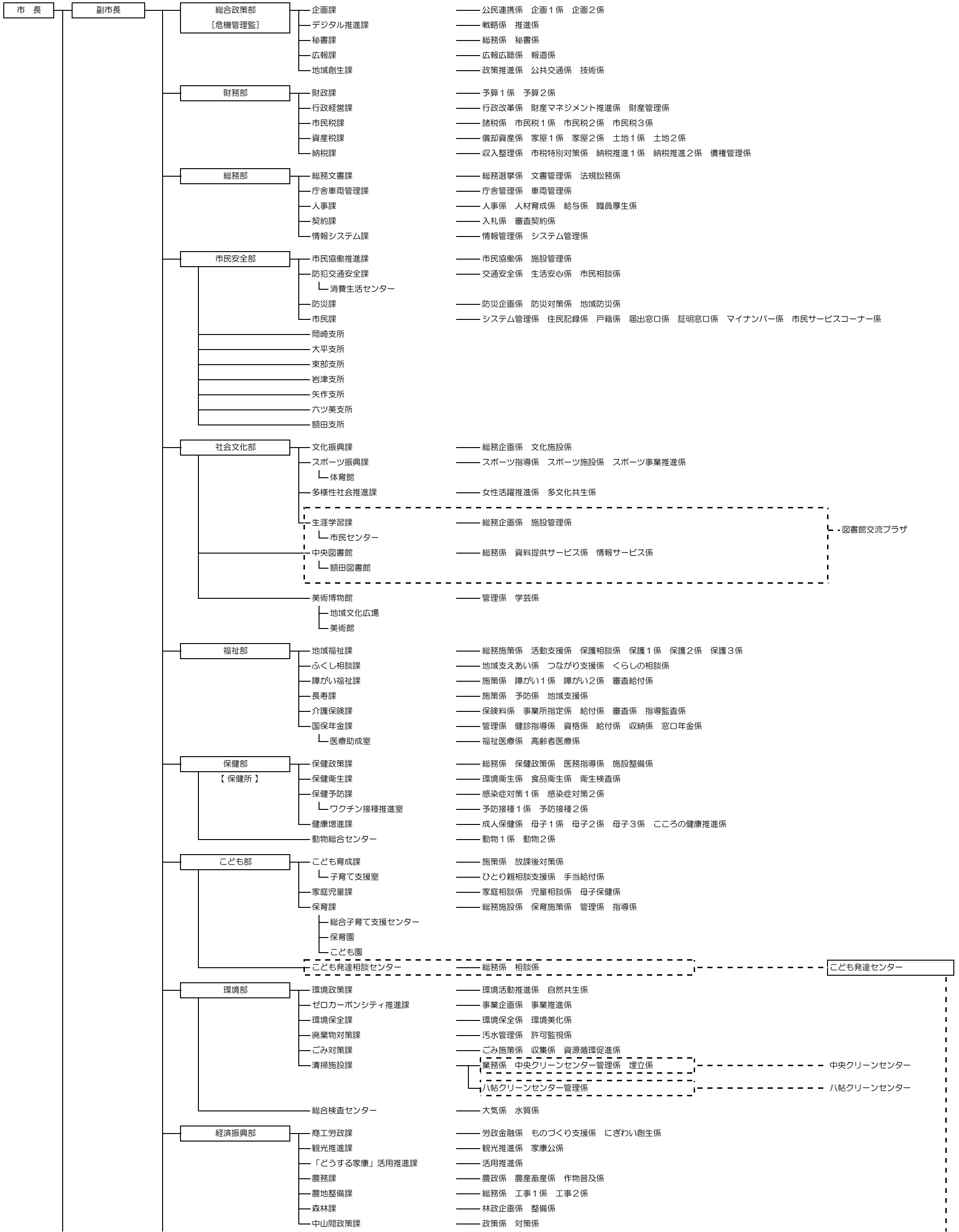
(令和5年4月1日現在)

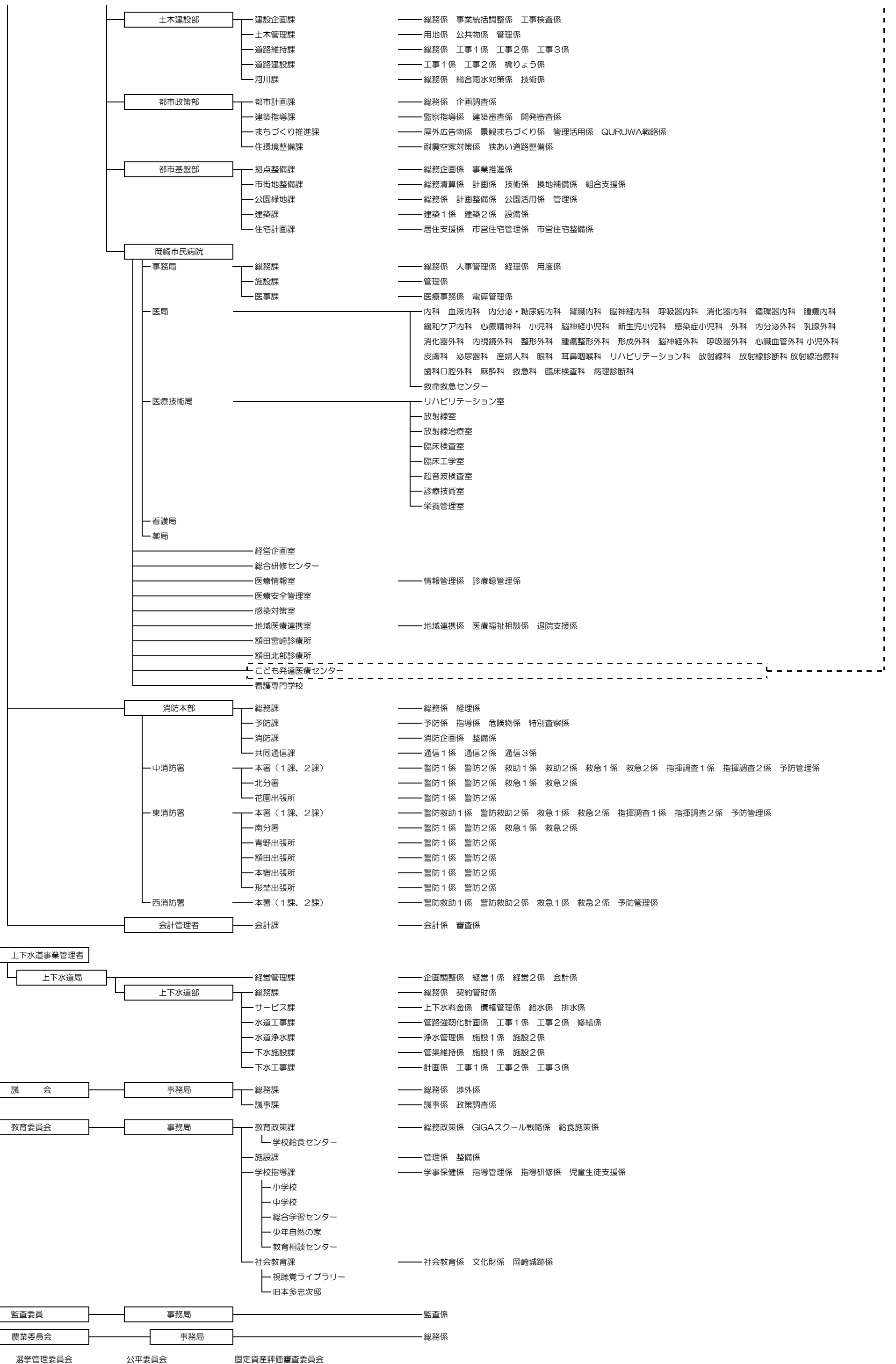
区 分	支 給 額	適用年月日	備 考 ※
市 長	月額 1,116,000 円	令和 4. 4. 1	令和5年度 月額 1,004,400 円
副 市 長	” 937,000 円	”	令和5年度 月額 862,040 円
水道事業及び下水道事業管理者	” 742,000 円	”	令和5年度 月額 704,900 円
教 育 長	” 742,000 円	”	令和5年度 月額 704,900 円
常勤監査委員	” 655,000 円	”	

※市税収入は回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準には戻っていないことを踏まえ、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の給料の支給について調整あり。(適用年月日 令和5年4月1日)

# 岡 崎 市 行 政 機 構 図

令和5年4月1日改正





令和5年度

議 会 要 覧

○発 行 令和5年11月

○発行者 岡崎市議会事務局

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

TEL (0564) 23 - 6971